

第3期山北町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)

【素案】

令和6（2024）年12月
山 北 町

はじめに

現在調整中

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 法的位置づけ	2
(2) 関連計画との関係	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
(1) 町民ニーズ調査の実施	5
(2) パブリックコメントの実施	6
(3) 子ども・子育て支援会議による審議	6
第2章 子どもを取り巻く現状	7
1 人口と世帯の状況	7
(1) 総人口と総世帯の状況	7
(2) 年齢3区分別人口の推移	8
(3) 人口動態の推移	9
(4) 世帯類型の推移	10
2 就業の状況	11
3 女性の就業状況	12
(1) 女性就業者数	12
(2) 女性就業率	13
4 配偶関係の状況	14
5 出生率・合計特殊出生率の推移	15
(1) 出生率の推移	15
(2) 合計特殊出生率の推移	16
6 児童数の状況	17
(1) 児童人口の推移	17
(2) 児童人口の推計	18
7 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	19
(1) 調査の概要	19
(2) お子さんとご家族の状況について【未就学保護者】	20
(3) 子どもの育ちをめぐる環境について【未就学保護者】	20
(4) 世帯の経済状況について	22
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について	23
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について【未就学保護者】	24
(7) ヤングケアラーについて	26

(8) 子どもの権利について	26
8 計画策定に向けた課題	28
(1) 「特別な支援が必要な子どもに対する支援」についての課題	28
(2) 「障害児に対する支援」についての課題	28
(3) 「児童虐待防止対策の充実・強化」についての課題	29
(4) 「ひとり親家庭の自立支援の推進」についての課題	29
(5) 「仕事と生活の調和と基盤整備」についての課題	29
(6) 「放課後児童対策パッケージ（放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携）」についての課題	30
(7) 「子どもの貧困対策の推進」についての課題	31
(8) 「子どもの権利、ヤングケアラー」についての課題	31
第3章 子ども・子育て支援施策の展開.....	32
1 基本理念	32
(1) 子どもや子育て当事者の視点の尊重	32
(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援	32
(3) 全ての子どもが幸せな状態で成長するための支援	33
2 基本方針	33
3 施策体系	34
第4章 施策の展開.....	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 保育の必要性の事由と認定区分	35
3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策	35
4 幼児期の学校教育・保育の実施	36
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	40
(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の一体的提供及び推進に関する体制の確保	40
(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進	40
(4) 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進	41
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	41
5 地域子ども・子育て支援事業の実施	42
(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	42
(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）	43
(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等	44
(4) 病児保育事業	45
(5) 利用者支援事業	46
(6) 妊婦健康診査	47
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊娠婦・赤ちゃん訪問）	48
(8) 養育支援訪問事業	49
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	50
(10) 延長保育事業（時間外保育事業）	51

(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）	51
(12) 産後ケア事業	52
(13) 児童福祉法改正に伴う新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）	53
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	54
6 子育て当事者への支援の充実	55
(1) ひとり親家庭の自立支援の推進	55
(2) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減	55
(3) 子どもの貧困対策の推進	57
(4) 安心して子育てができる社会の実現	57
(5) 仕事と生活の調和と基盤整備	57
7 子ども本人への支援の充実	58
(1) ライフステージを通した子育て支援の推進	58
(2) 障害児・医療的ケア児に対する支援	59
(3) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化	60
(4) 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージの推進）	61
(5) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知	61
第5章 計画の推進.....	62
1 計画の推進体制	62
2 家庭・地域・教育・保育関係機関等との連携	62
3 進捗状況の管理	62
資料編	63
1 山北町子ども・子育て会議条例	63
2 委員名簿	65
3 計画策定の経過	66
4 用語集	67

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化するなど、我が国の子どもたちを取り巻く社会環境には大きな変化がもたらされています。

また、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。更には、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

こうした状況の中、国は平成24（2012）年に幼稚園・保育所の新たな給付の仕組みや認定こども園法の改正等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27（2015）年度から新たな制度のもと、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られ、令和元（2019）年10月には、幼児教育・保育の無償化が実現されました。

また、令和5（2023）年4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念・精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものいる家庭の子育てに対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関として、「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための国の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

山北町では、子育てがしやすい社会、子どもが安心して暮らせる町を実現するため、次世代育成支援行動計画を継承した「子ども・子育て支援事業計画」を第1期（2015年度～2019年度）と第2期（2020年度～2024年度）にわたって推進し、子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行ってきました。本計画は、第2期計画の計画期間が満了することに伴い、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」等に基づき、「第3期山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。また、本計画を包含する「こども基本法」の理念を踏まえ、子ども・子育ての施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

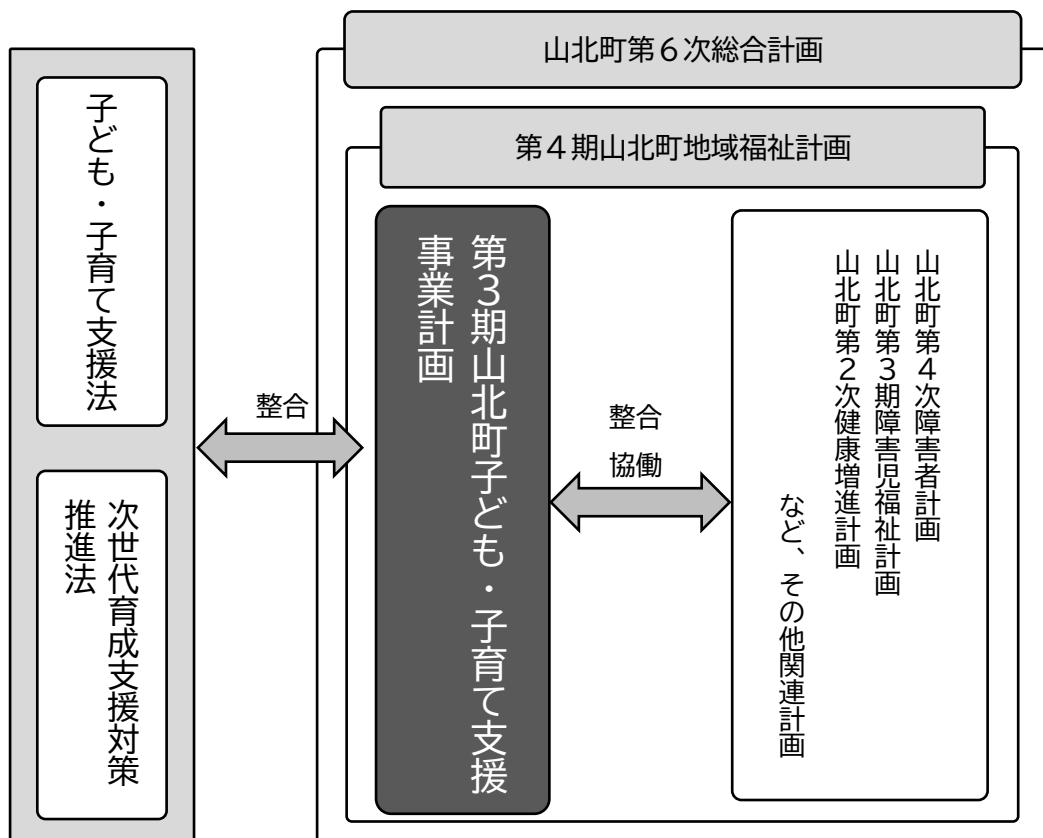
「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に掲げられる基本理念（第2条）と、市町村の責務（第3条第1項）を踏まえ、同法第61条第1項に計画策定の根拠が規定されており、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定するものとされています。

また、同法第72条に基づき、条例により設置される「山北町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取し、策定します。

(2) 関連計画との関係

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、町における最上位計画である「山北町第6次総合計画」において、子育て支援の総合的推進に関する事項として重要な位置付けがされており、「第4期山北町地域福祉計画」や「第4次山北町障害者計画」等、関連する諸計画と連携・調和を図り、適切に施策を推進していきます。

今般策定する「第3期山北町子ども・子育て支援事業計画」は、「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」同様、「山北町次世代育成支援行動計画」の内容を継承及び反映させた一体のものとし、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するものとします。



【参考】関連法令

<子ども・子育て支援法>

抜粋

(基本理念)

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

- 第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

<次世代育成支援対策推進法>

抜粋

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するとその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

<こども基本法>

抜粋

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

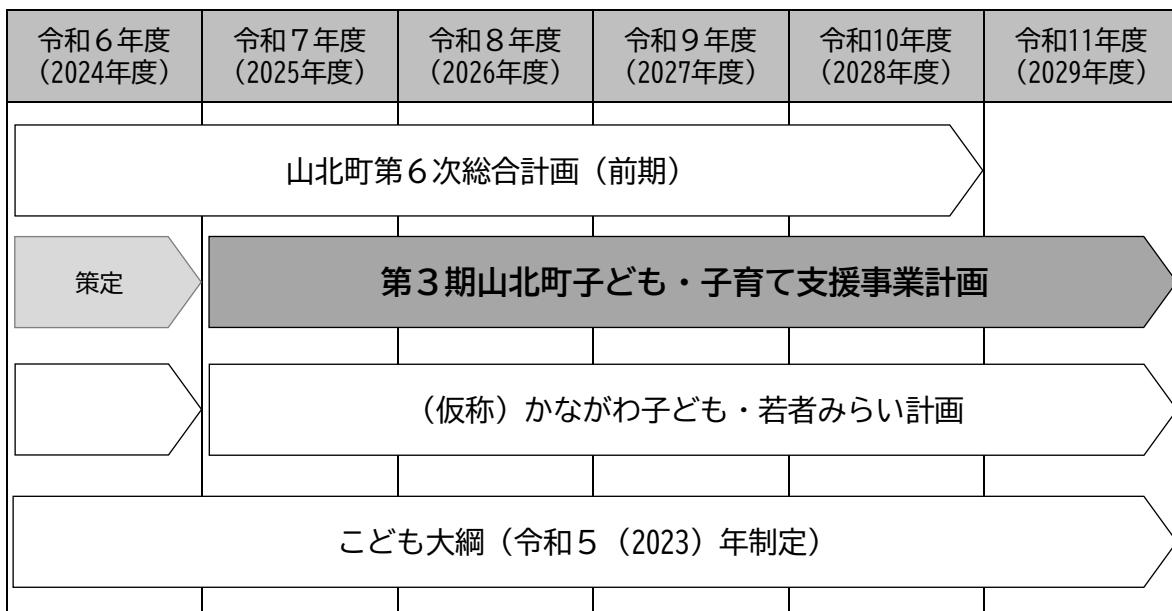
(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までの5年間を計画期間と定めています。

計画期間



4 計画の策定体制

（1）町民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出するため、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「子どもの生活に関するアンケート調査」、「支援機関・団体ヒアリング調査」等の調査を実施しました。

① 子ども・子育てに関するアンケート調査

調査期間：令和6（2024）年7月12日～令和6年7月31日

調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学保護者	205 通	68 通	33.2%
小学生保護者	250 通	78 通	31.2%

② 子どもの生活に関するアンケート調査

調査期間：令和6（2024）年11月18日～令和6年11月29日

調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学校5年生	75通	68通	90.6%
中学校2年生	49通	44通	89.8%

③ 子ども・子育て支援事業計画に係る支援機関・団体ヒアリング調査

調査期間：令和6（2024）年10月～令和6年11月

調査対象者：町内の子育て支援・児童福祉各機関・団体の代表者及び職員

（2）パブリックコメントの実施

本計画の策定に対して、町民から幅広く意見を募集し、本計画の策定や施策の参考とするために令和7（2025）年1月にかけて、パブリックコメントを実施します。

◆意見の件数 件

◆意見の公表 町ホームページで意見に対する回答を公表予定

（3）子ども・子育て支援会議による審議

本計画の策定は、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子育て関連事業従事者等で構成される「山北町子ども・子育て会議」を設置して、計画の内容等の審議を行いました。

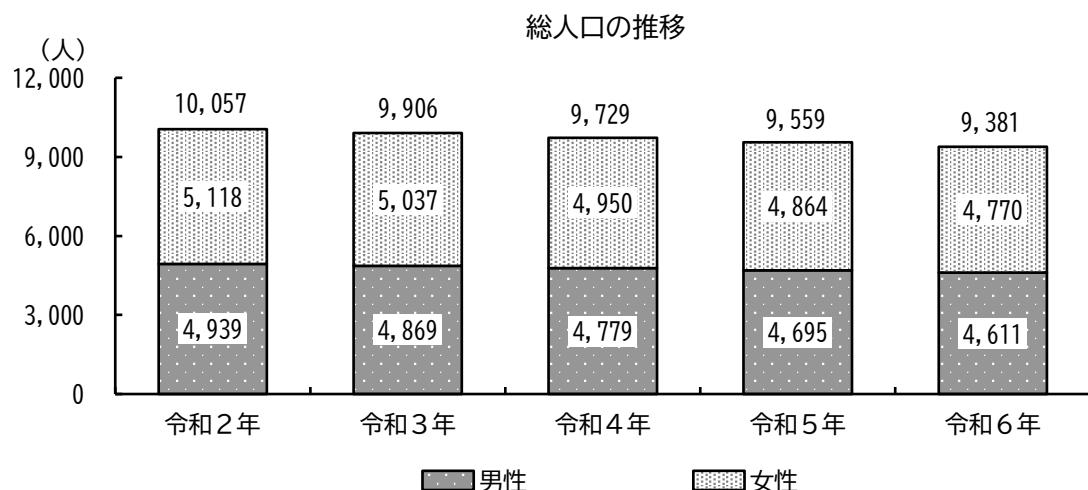
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と総世帯の状況

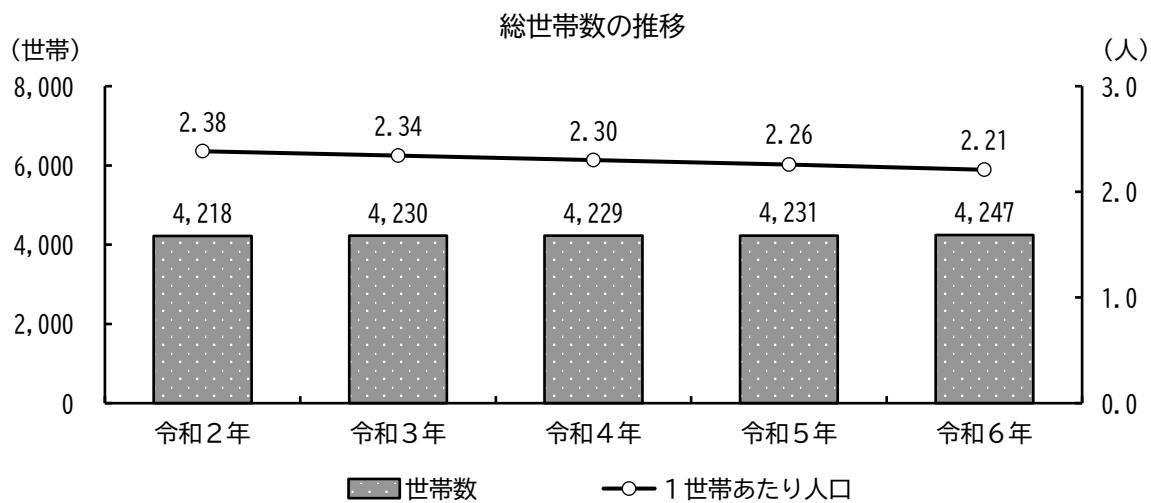
本町の総人口は、令和6（2024）年4月1日現在、9,381人となっています。令和3（2021）年以降、総人口は10,000人を下回り、減少が続いている。

また、令和6年の世帯数は4,247世帯で、近年は微増傾向で推移しています。

令和6年の1世帯あたりの人口は2.21人で、世帯の少人数化が進んでいます。



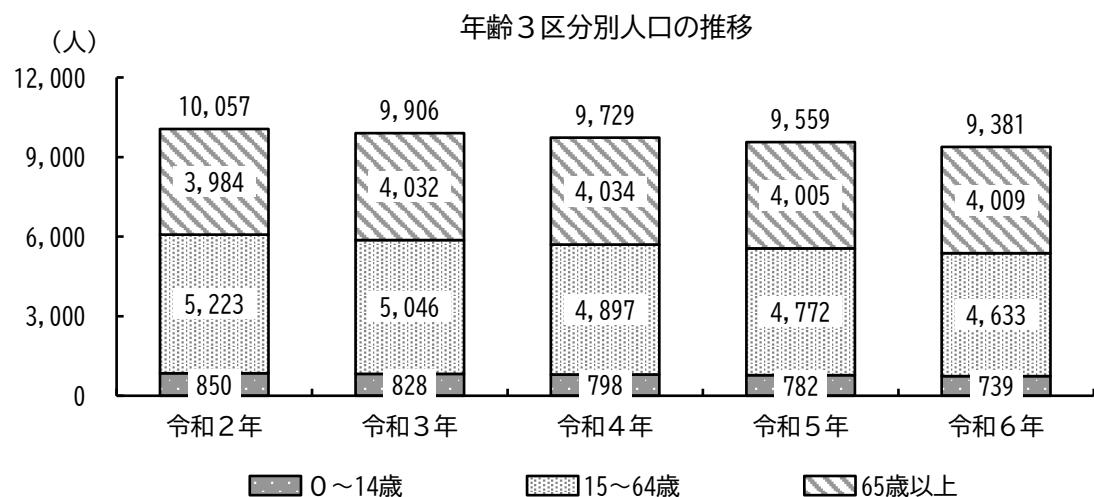
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



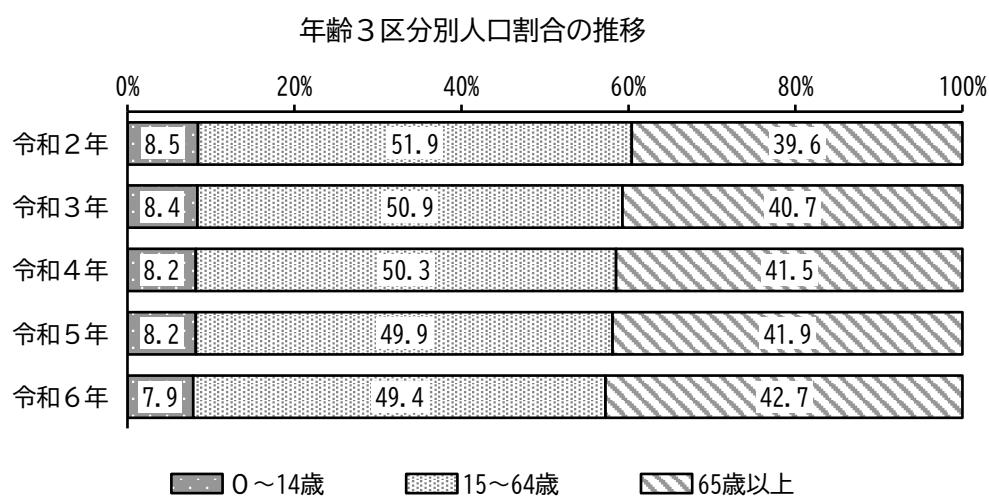
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳及び15～64歳の2区分が減少しています。一方で、65歳以上は横ばいで、令和6（2024）年には42.7%を占めています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



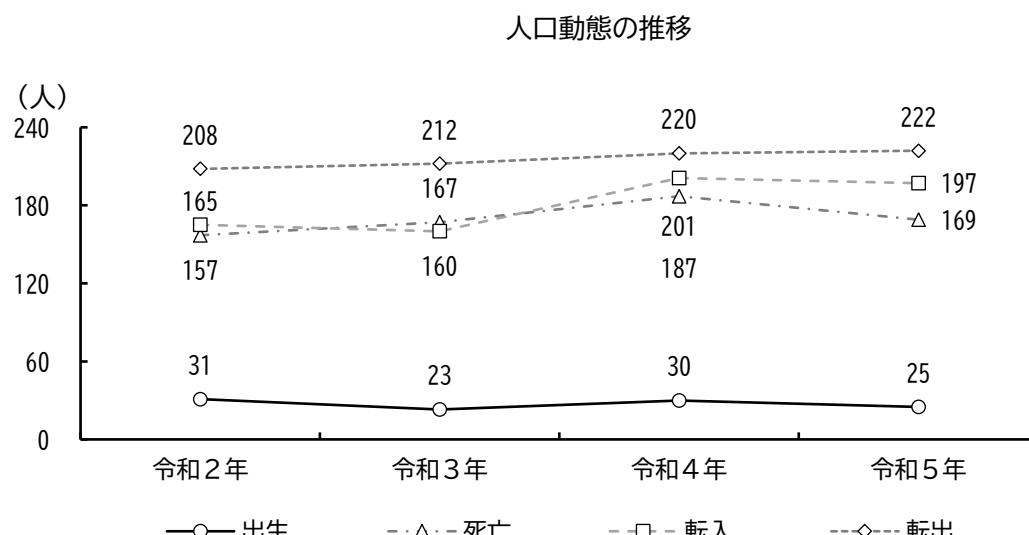
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口動態の推移

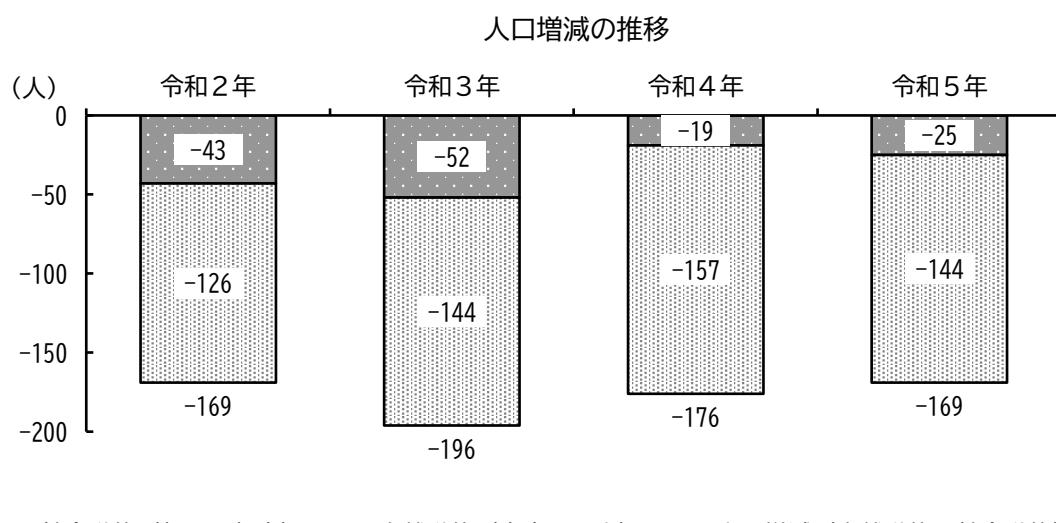
令和2（2020）年から令和5（2023）年までの人口動態をみると、自然動態では死亡が出生を上回る自然減の状態が続いており、令和5年の自然減少は144人となっています。

また、社会動態においては、転出が転入を上回る社会減の状態が続いており、令和5年の社会減少は25人となっています。

自然増減と社会増減とを積み上げた人口増減では、令和5年に169人減となっています。



資料：人口統計調査



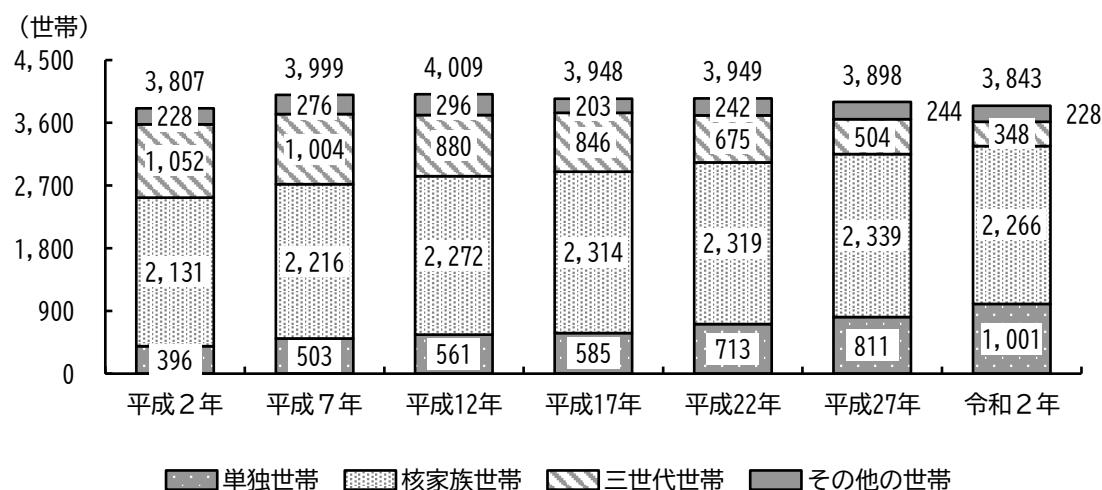
資料：人口統計調査

(4) 世帯類型の推移

一般世帯類型の推移については、一般世帯は平成12（2000）年までは増加しており、以降は減少傾向にあります。

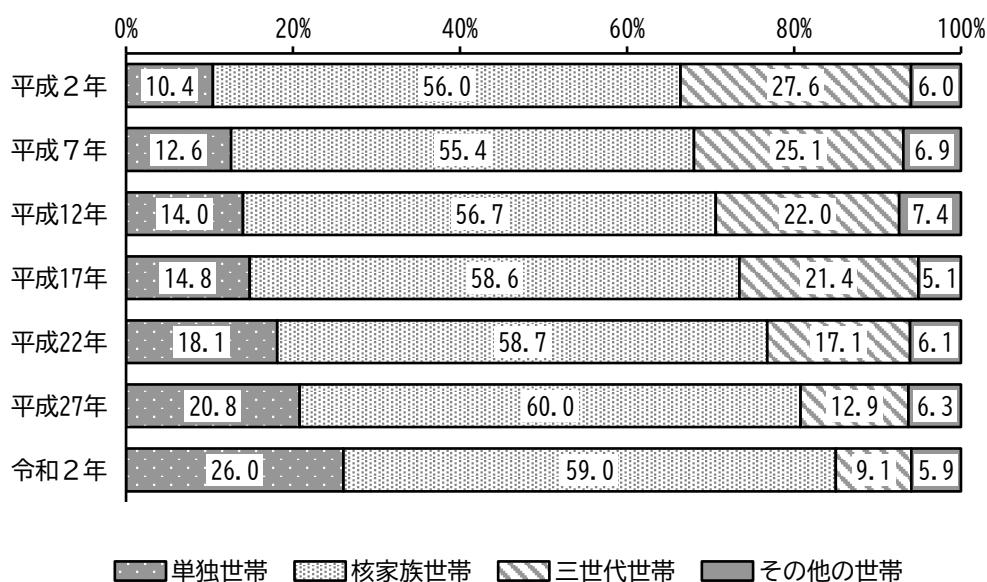
内訳を見ると、単独世帯は増加し、一方で、三世代世帯は顕著に減少しています。

一般世帯類型の推移



資料：国勢調査

一般世帯類型の割合推移



資料：国勢調査

2 就業の状況

総就業人口は、平成12（2000）年以降、総人口の減少に伴って減少に転じ、令和2（2020）年では4,903人となっています。

産業別就業人口を見ると、1次産業、2次産業の就業人口は減少にあり、令和2年ではそれぞれ全体の6.0%と28.3%となっています。

3次産業については、平成7（1995）年まで増加にありましたが、総人口や生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じています。ただし、令和2年では全体の63.9%を占めており、総就業人口に占める3次産業の割合は最も高く、就業人口は1次産業、2次産業から3次産業へ移行してきていることがわかります。

就業状況の推移

単位：人・%

		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
総人口		14,342	14,340	13,605	12,655	11,764	10,724	9,761
総就業 人口	(人数)	7,477	7,555	6,949	6,459	5,857	5,279	4,903
	(人口比)	52.1	52.7	51.1	51.0	49.8	49.2	50.2
1次産業	(人数)	690	654	493	441	362	353	293
	(就業人口比)	9.2	8.7	7.1	6.8	6.2	6.7	6.0
農業		641	609	462	410	331	322	256
林業・狩猟業		44	38	30	25	28	27	34
漁業・水産養殖業		5	7	1	6	3	4	3
2次産業	(人数)	2,930	2,765	2,421	2,035	1,762	1,520	1,387
	(就業人口比)	39.2	36.6	34.8	31.5	30.1	28.8	28.3
鉱業		33	39	27	16	18	11	13
建設業		653	627	606	474	433	406	477
製造業		2,244	2,099	1,788	1,545	1,311	1,103	897
3次産業	(人数)	3,853	4,120	4,002	3,929	3,637	3,292	3,135
	(就業人口比)	51.5	54.5	57.6	60.8	62.1	62.4	63.9
卸売・小売業・飲食業		1,098	1,132	1,133	1,266	842	765	719
金融・保険業・不動産業		185	216	187	157	173	122	108
運輸・通信業		606	627	574	564	513	436	389
電気・ガス・熱供給・水道業		75	77	62	45	32	31	23
サービス業		1,628	1,794	1,786	1,656	1,852	1,732	1,714
公務・その他		261	274	260	241	225	206	182
分類不能 の産業	(人数)	4	16	33	54	96	114	88
	(就業人口比)	0.1	0.2	0.5	0.8	1.6	2.2	1.8

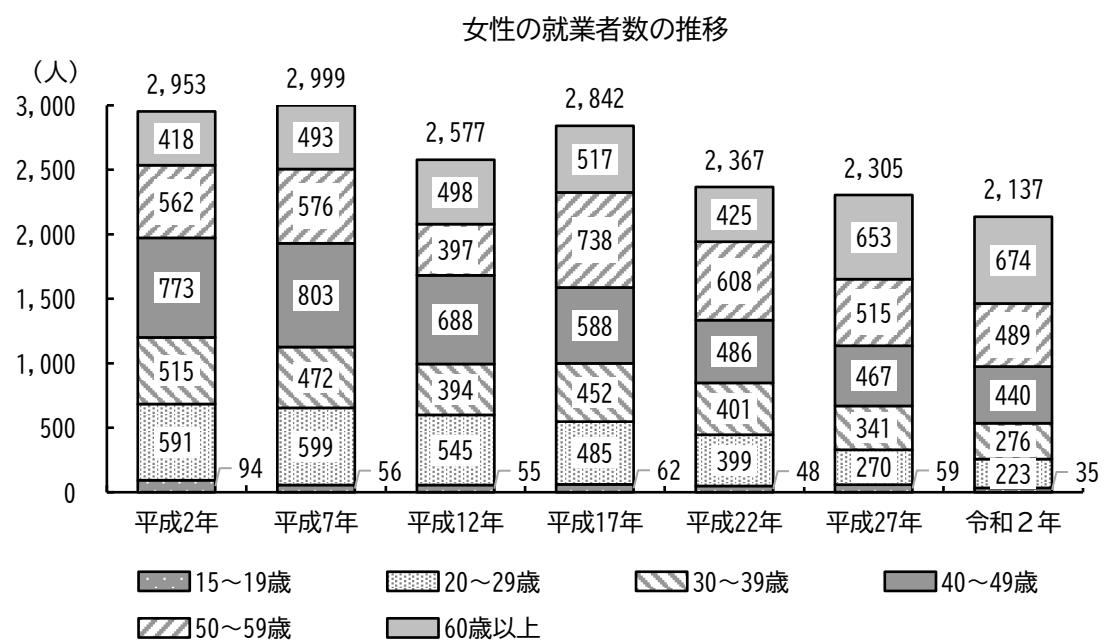
資料：国勢調査

3 女性の就業状況

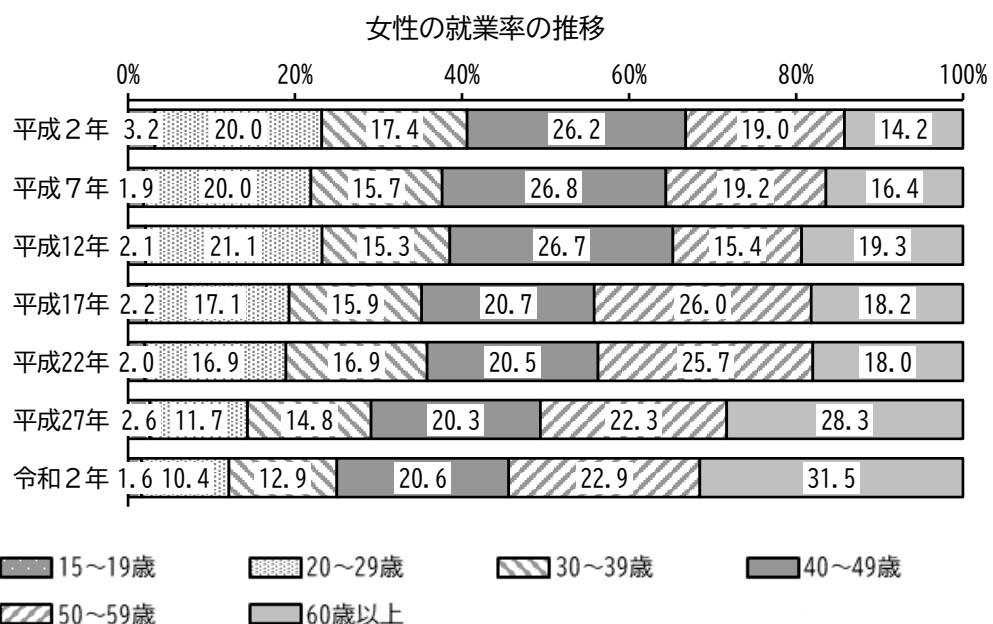
(1) 女性就業者数

女性就業者数を見ると、人口減少に伴い減少傾向にあります。

一方、年代別の構成比を見ると、令和2（2020）年では60歳以上が31.5%と最も多く、50歳以上と合わせると半数を占めます。



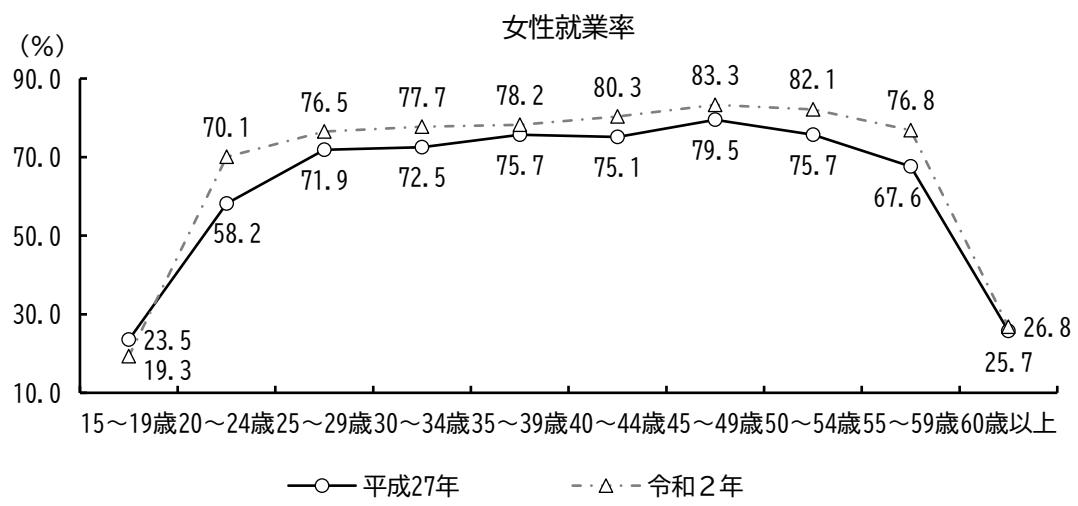
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 女性就業率

女性の人口に対する就業率を見ると、令和2（2020）年は平成27（2015）年に比べて、ほぼ全年代で就業率が高まっています。



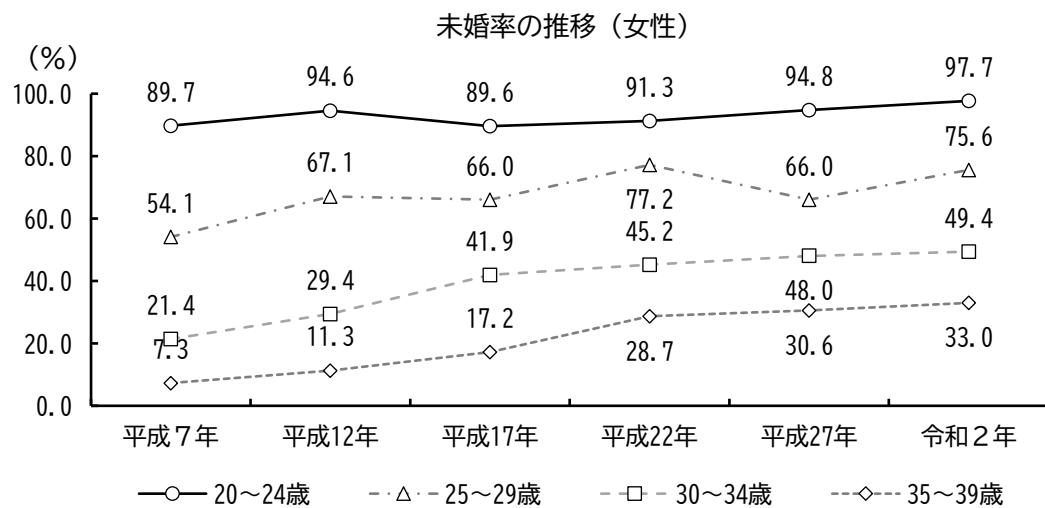
資料：国勢調査

4 配偶関係の状況

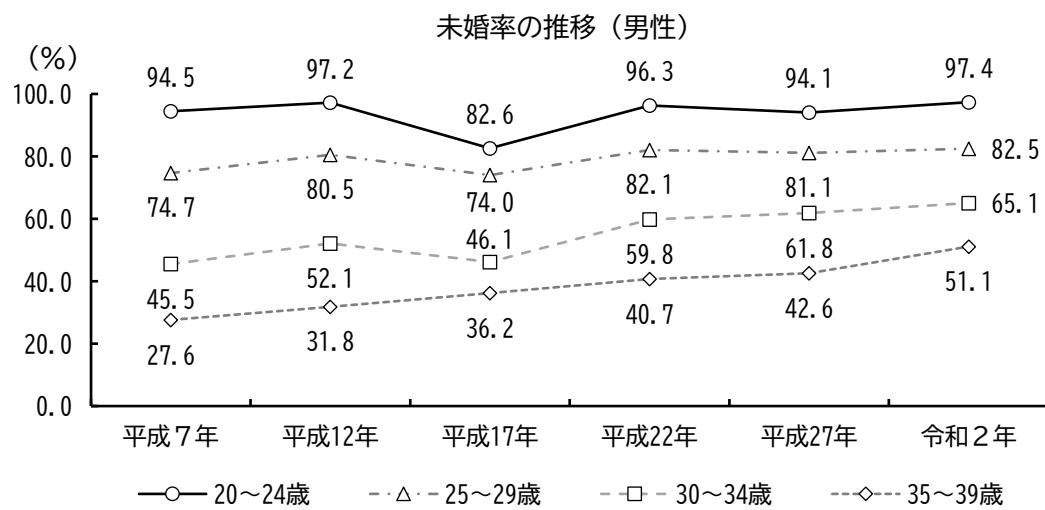
未婚率をみると、男女ともに全体的に上昇傾向にあり、晩婚化の傾向をみせています。

平成27（2015）年に比べて令和2（2020）年では、男女ともにどの年代も未婚率が増加しています。

令和2年の男性と女性を比較すると、30～34歳、35～39歳とともに、男性の未婚率が女性の未婚率を15ポイント以上上回り、男性の晩婚化が顕著となっています。



資料：国勢調査



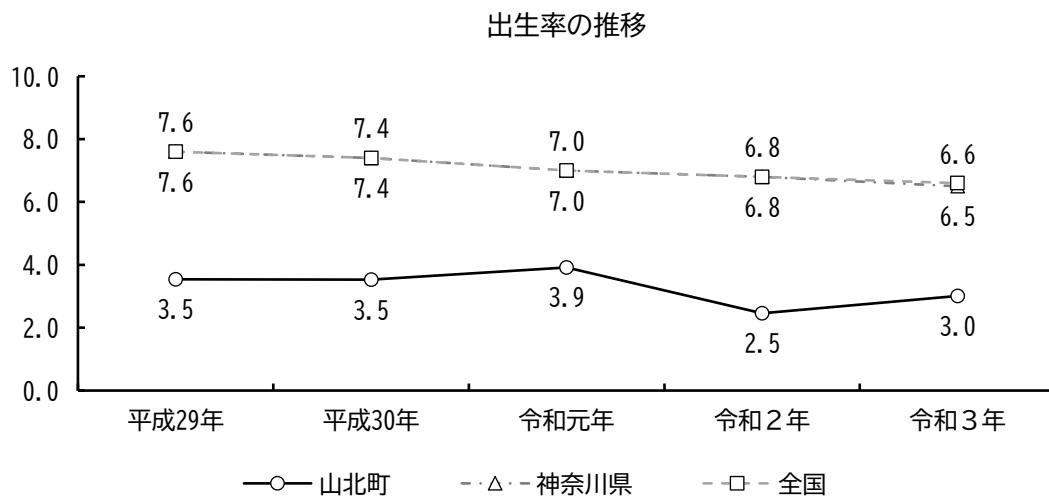
資料：国勢調査

5 出生率・合計特殊出生率の推移

(1) 出生率の推移

出生率の推移を見ると、令和3（2021）年の山北町の出生率は3.0で、平成29（2017）年以降減少傾向にあります。

令和3年の全国平均は6.6、神奈川県平均は6.5で、本町は生まれてくる子どもが少ない、より顕著な少子化傾向にあります。



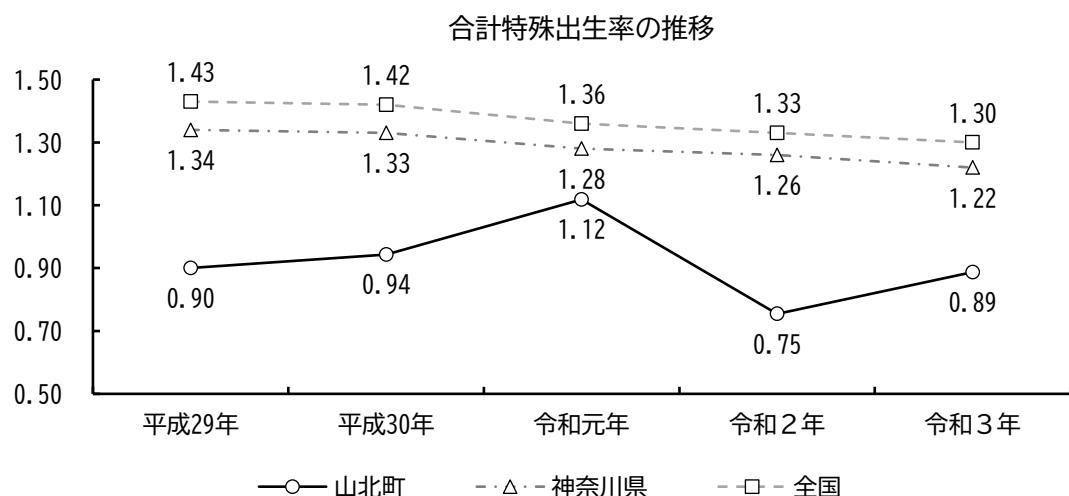
※ 出生率：人口1,000人あたり（男女計・全年齢）に対する、その年の出生数。「普通出生率」、「粗出生率」と呼ばれることがある。

資料：神奈川県衛生統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、令和3（2021）年の山北町の合計特殊出生率は0.89で、1を下回っています。

令和3年の全国平均は1.30、神奈川県平均は1.22となっており、減少しながら推移しているのと比較すると、本町は、より顕著な少子化傾向にあると言えます。



※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

資料：神奈川県衛生統計年報

6 児童数の状況

(1) 児童人口の推移

児童数は以前から減少が続いている、令和6（2024）年に545人となっています。

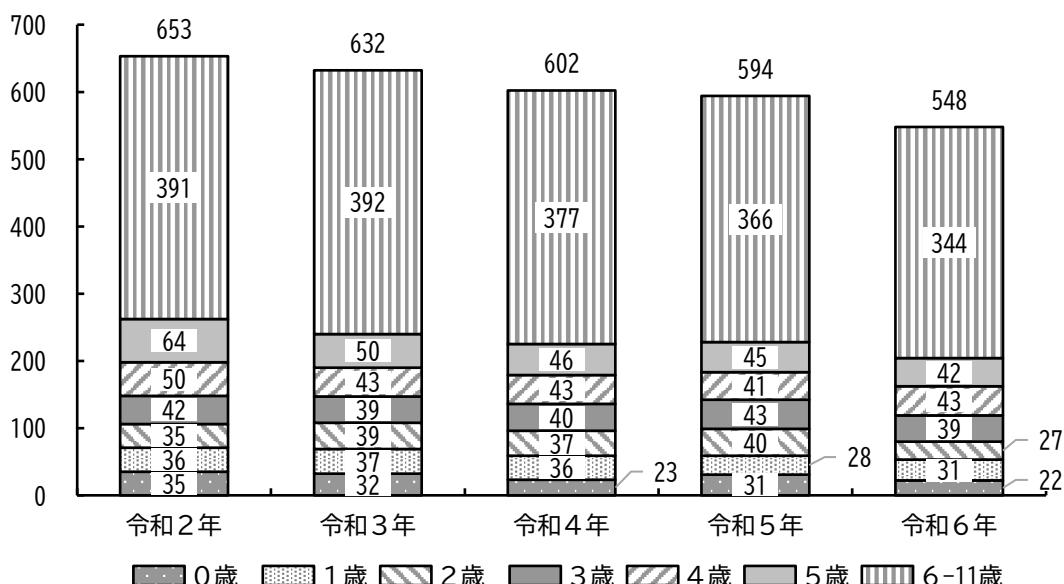
令和2（2020）年と比較すると、就学前児童数が56人、就学児童が54人減少しています。

児童人口の推移

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	36	31	28	36	30
1歳	34	35	34	28	30
2歳	36	36	35	40	25
3歳	42	36	38	43	38
4歳	51	43	44	41	43
5歳	64	50	47	45	41
就学前児童計	263	231	226	233	207
6歳	72	73	50	48	46
7歳	60	74	74	48	47
8歳	74	63	73	63	47
9歳	52	72	64	71	65
10歳	67	51	70	60	74
11歳	67	68	53	70	59
就学児童（6-11歳）	392	401	384	360	338
合計	655	632	610	593	545

(人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

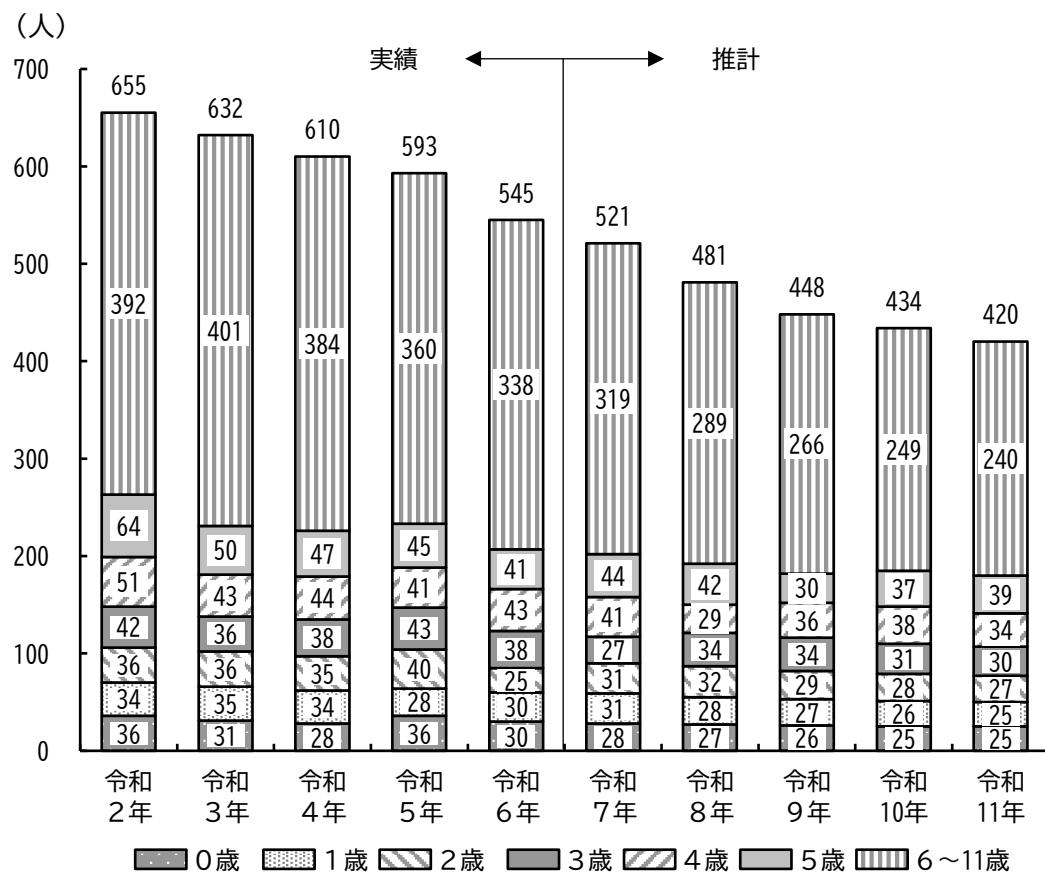
(2) 児童人口の推計

これまでの児童人口の推移から、令和7（2025）年から令和11（2029）年の今後5年間の児童人口を推計すると、毎年児童人口が減少し、令和11年には就学前児童が180人、就学児童は240人という推測されます。この値は、令和2（2020）年に比べ、10年間で就学前児童は83人、就学児童は152人が減少しています。

児童人口の推計

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	36	31	28	36	30	28	27	26	25	25
1歳	34	35	34	28	30	31	28	27	26	25
2歳	36	36	35	40	25	31	32	29	28	27
3歳	42	36	38	43	38	27	34	34	31	30
4歳	51	43	44	41	43	41	29	36	38	34
5歳	64	50	47	45	41	44	42	30	37	39
6-11歳	392	401	384	360	338	319	289	266	249	240
合計	655	632	610	593	545	521	481	448	434	420



資料：実績値 住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値 住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法による推計

7 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援制度のもと、教育・保育・子育て支援の充実を図るために、令和2（2020）年3月に「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を実施してきました。現行計画が令和6（2024）年度に計画期間が満了することとなり、引き続き次期計画を策定するにあたり、本調査を実施しました。

② 調査対象

未就学保護者：未就学のお子さんのいる保護者

小学生保護者：小学生のお子さんのいる保護者

③ 調査期間

令和6年7月12日～令和6年7月31日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

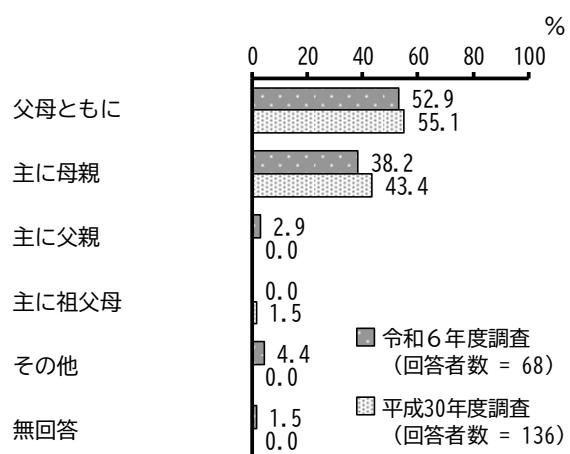
	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学保護者	205 通	68 通	33.2%
小学生保護者	250 通	78 通	31.2%

(2) お子さんとご家族の状況について【未就学保護者】

① 子育て（教育を含む）を主に行っている人

「父母ともに」の割合が52.9%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が38.2%となっています。

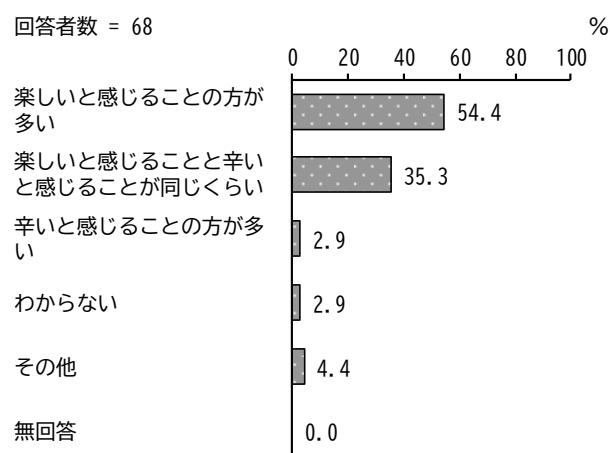
平成30年度調査と比較すると、「主に母親」の割合が減少しています。



(3) 子どもの育ちをめぐる環境について【未就学保護者】

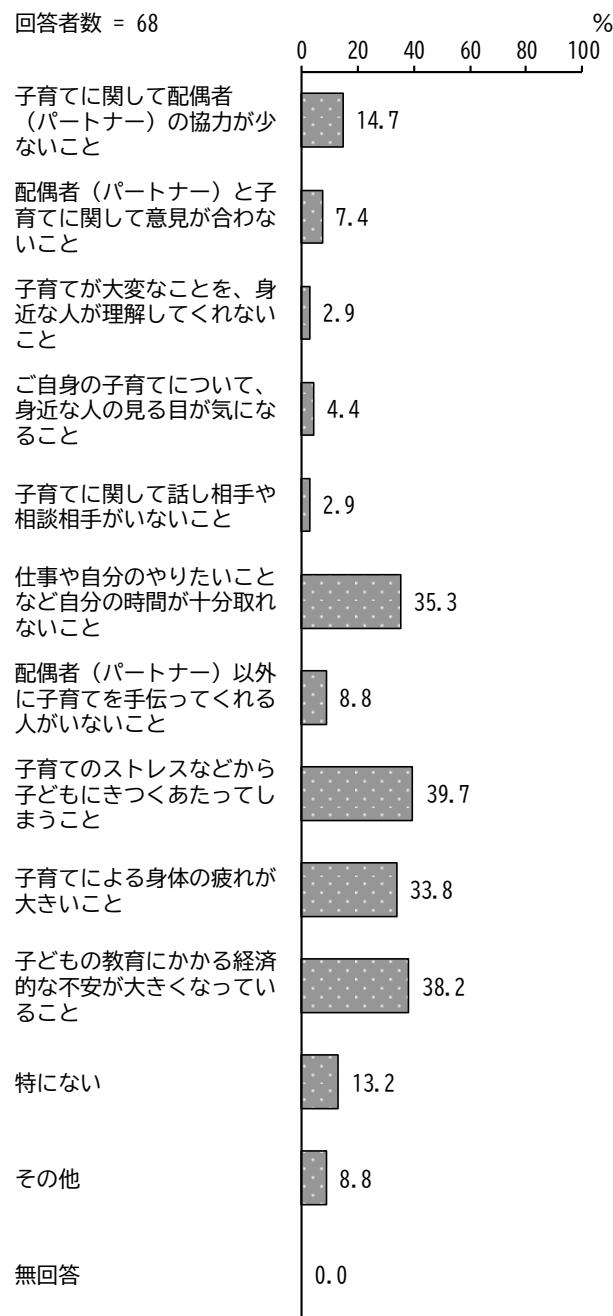
① 子育てをどのように感じることが多いか

「楽しいと感じることの方が多い」の割合が54.4%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が35.3%となっています。



② 自身に関することで日常悩んでいること、あるいは気になること

「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が39.7%と最も高く、次いで「子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」の割合が38.2%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が35.3%となっています。



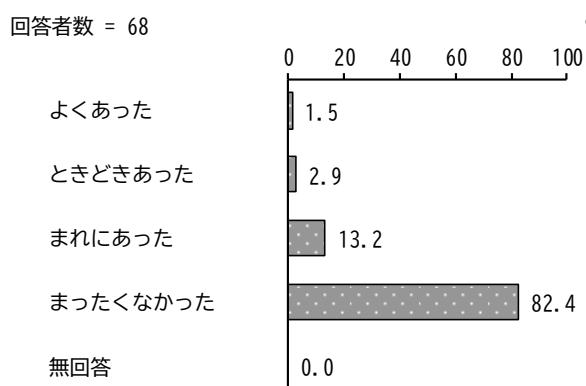
(4) 世帯の経済状況について

① 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えない経験

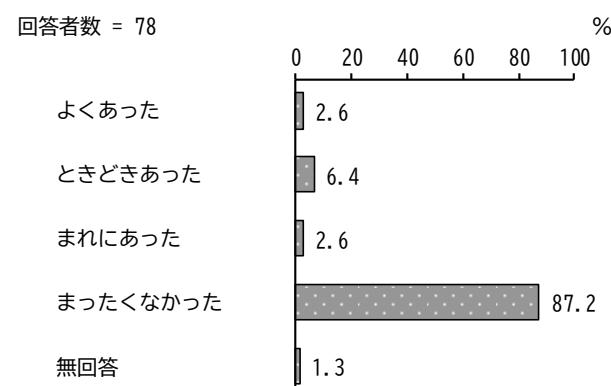
未就学保護者では、「まったくなかった」の割合が82.4%と最も高くなっています。一方、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が17.6%となっています。

小学生保護者では、「まったくなかった」の割合が87.2%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が11.6%となっています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】

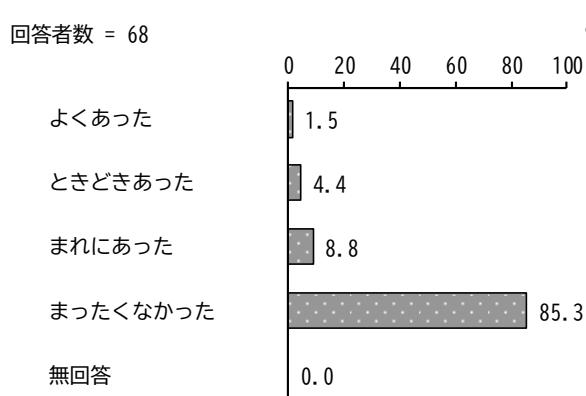


② 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えない経験

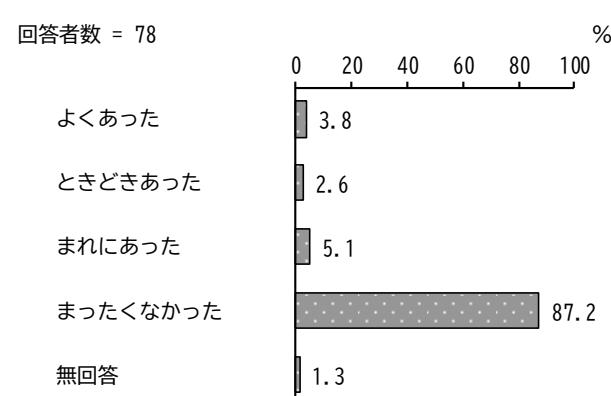
未就学保護者では、「まったくなかった」の割合が85.3%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が14.7%となっています。

小学生保護者では、「まったくかった」の割合が87.2%と最も高くなっています。一方、“あった”の割合が11.5%となっています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 小学校低学年（1～3年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所

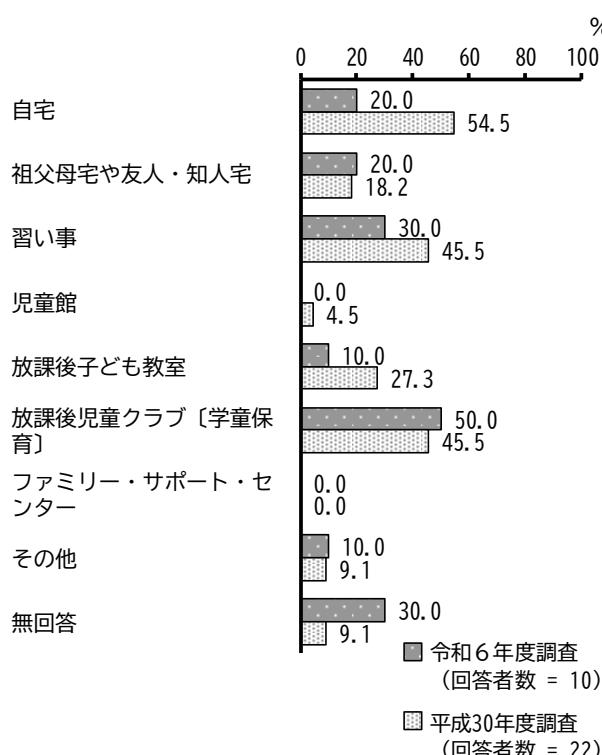
未就学保護者では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が50.0%と最も高く、次いで「習い事」の割合が30.0%、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が20.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「習い事」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。

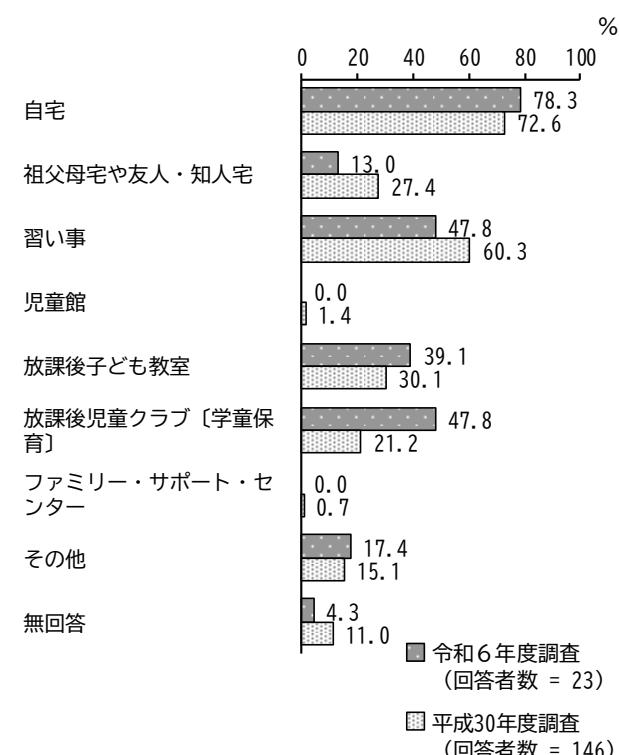
小学生保護者では、「自宅」の割合が78.3%と最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が47.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」の割合が減少しています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について 【未就学保護者】

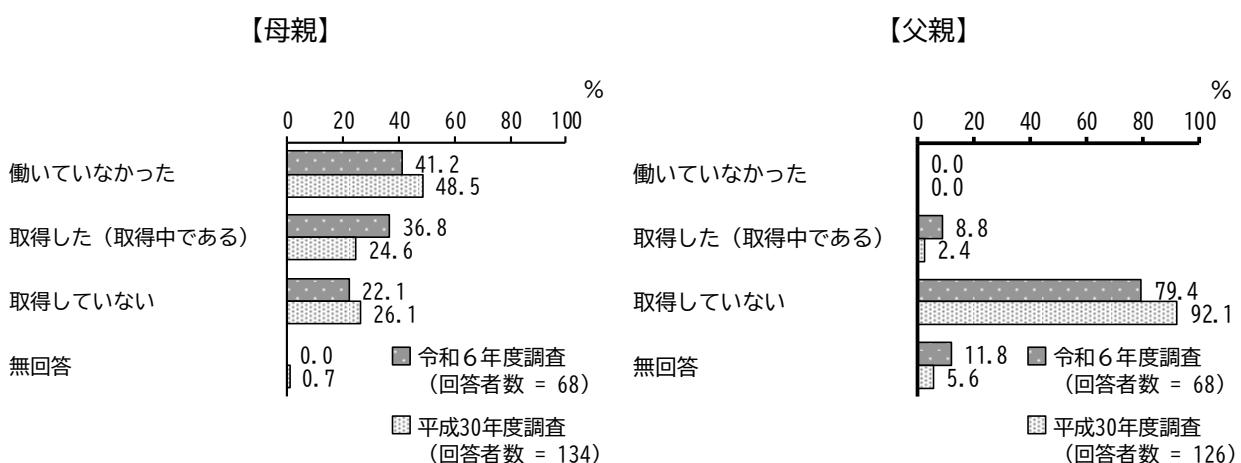
① 育児休業の取得状況

母親では、「働いていなかった」の割合が41.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.8%、「取得していない」の割合が22.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「取得していない」の割合が79.4%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



② 育児休業を取得していない理由

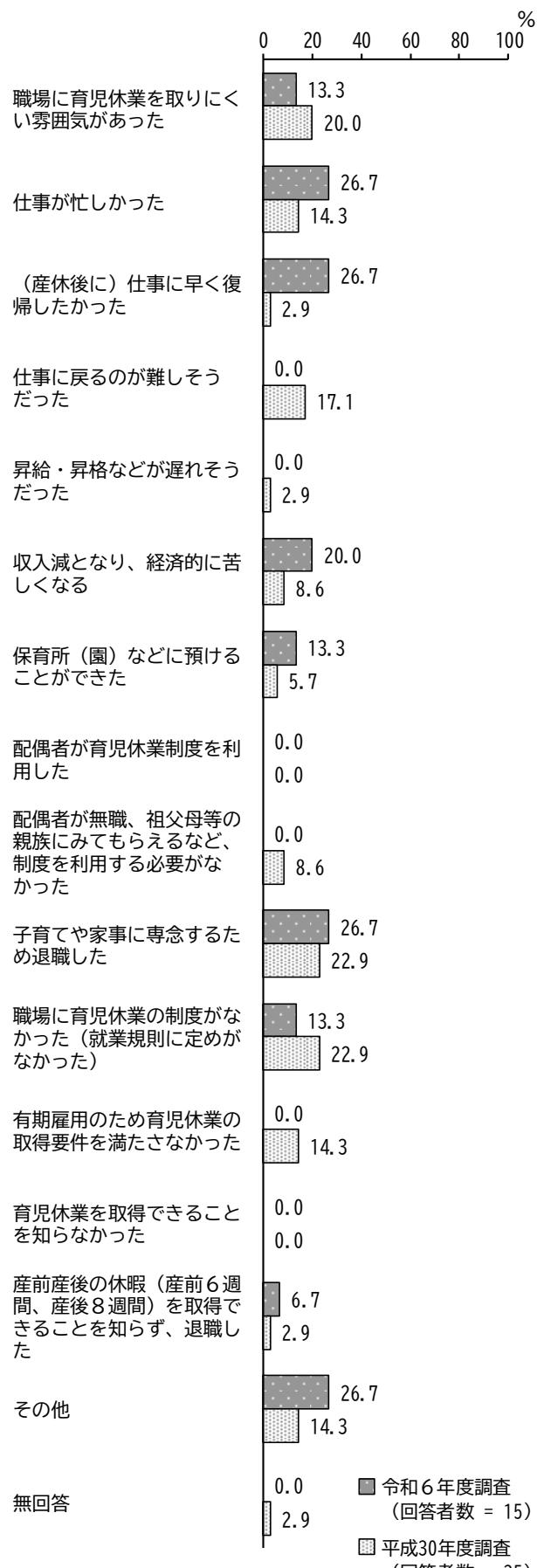
母親では、「仕事が忙しかった」、「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が26.7%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所（園）などに預けることができた」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が減少しています。

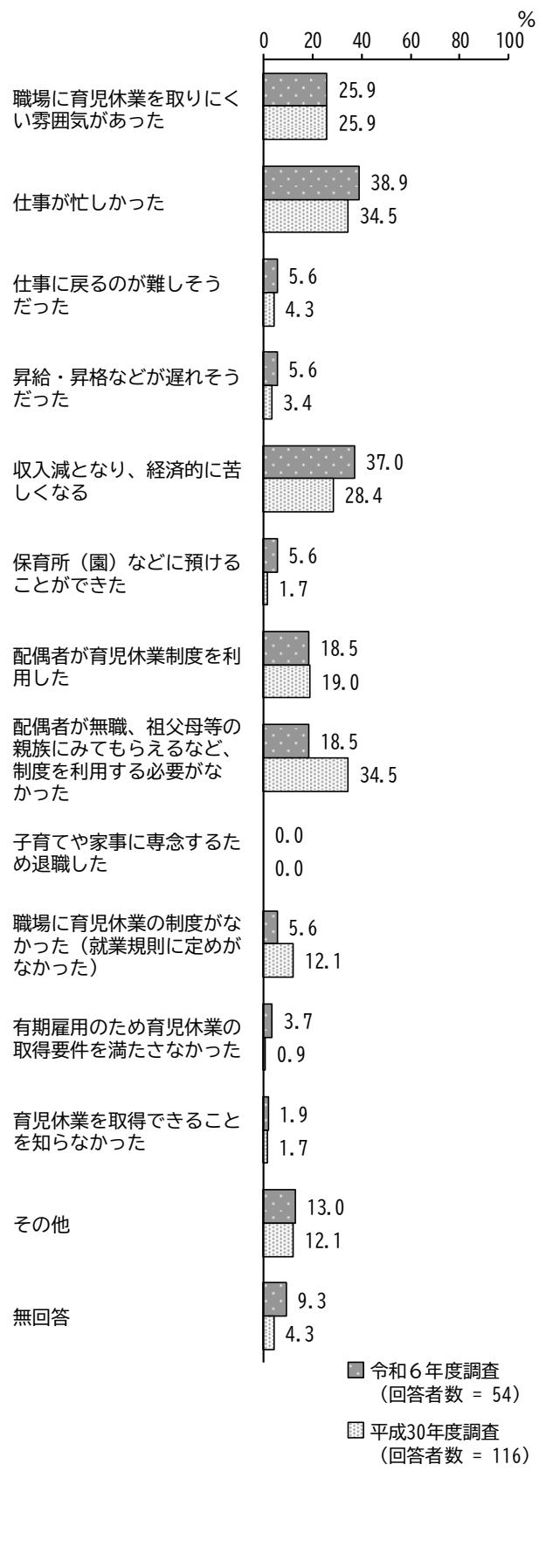
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が38.9%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が37.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が25.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

【母親】



【父親】



■ 令和6年度調査
(回答者数 = 54)

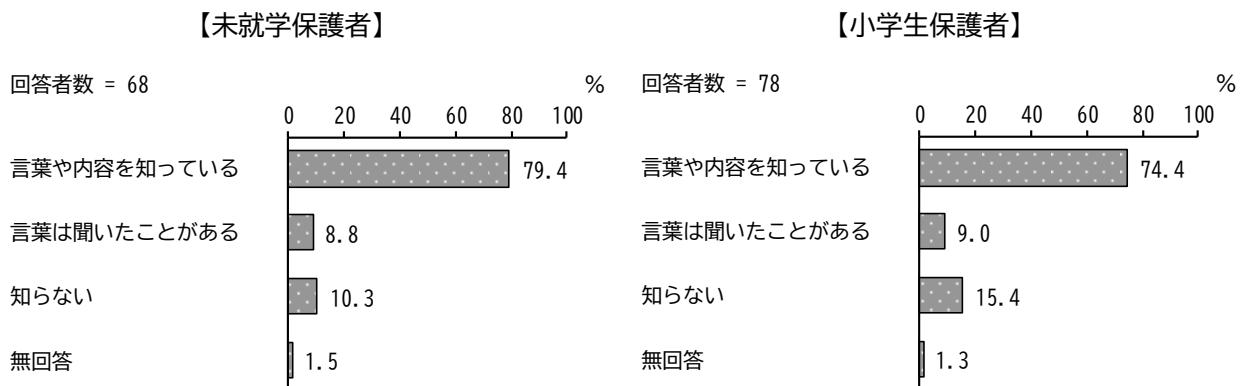
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 116)

(7) ヤングケアラーについて

① ヤングケアラーという言葉の認知度

未就学保護者では、「言葉や内容を知っている」の割合が79.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が10.3%となっています。

小学生保護者では、「言葉や内容を知っている」の割合が74.4%と最も高く、次いで「知らない」の割合が15.4%となっています。

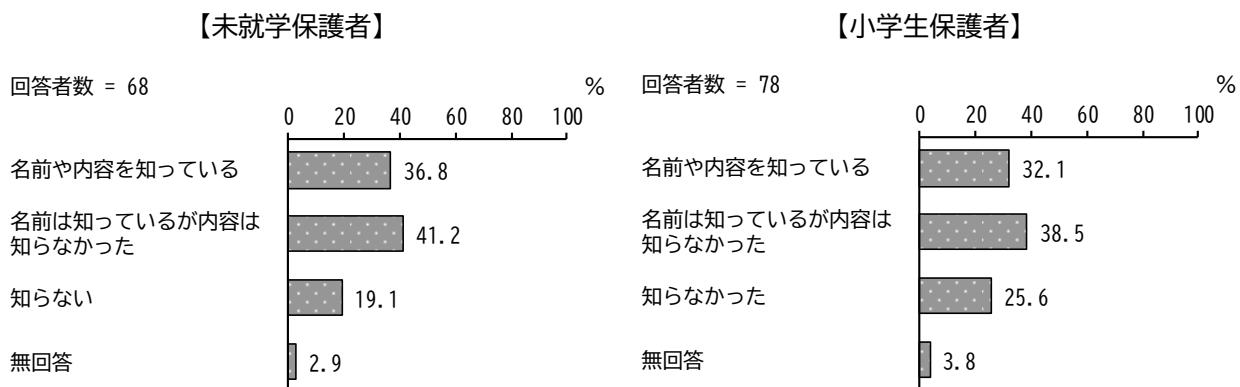


(8) 子どもの権利について

① 「子どもの権利」の認知度

未就学保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が41.2%と最も高く、次いで「名前や内容を知っている」の割合が36.8%、「知らない」の割合が19.1%となっています。

小学生保護者では、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が38.5%と最も高く、次いで「名前や内容を知っている」の割合が32.1%、「知らない」の割合が25.6%となっています。

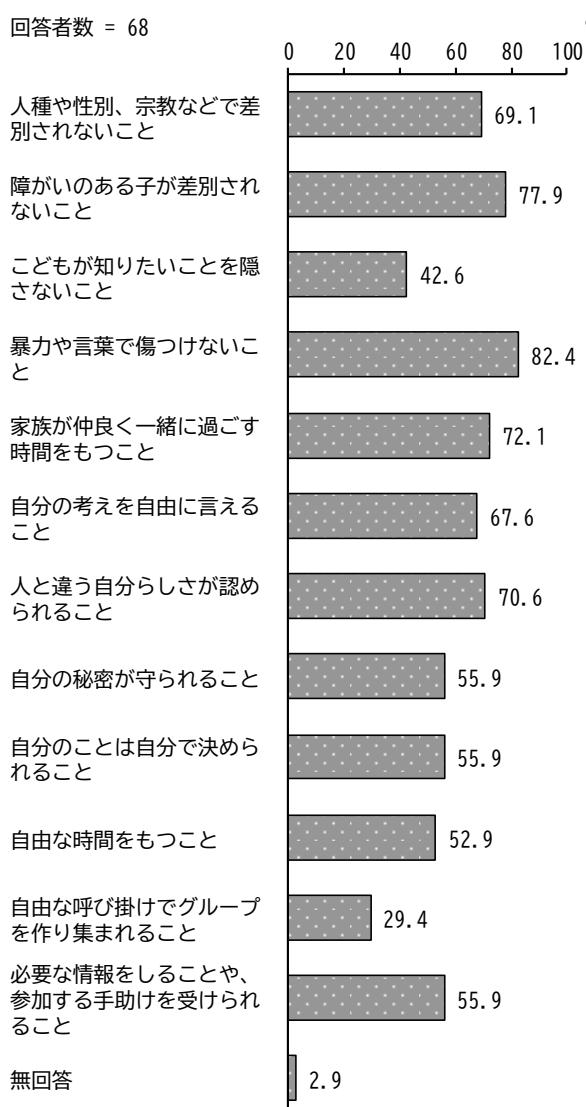


② 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと

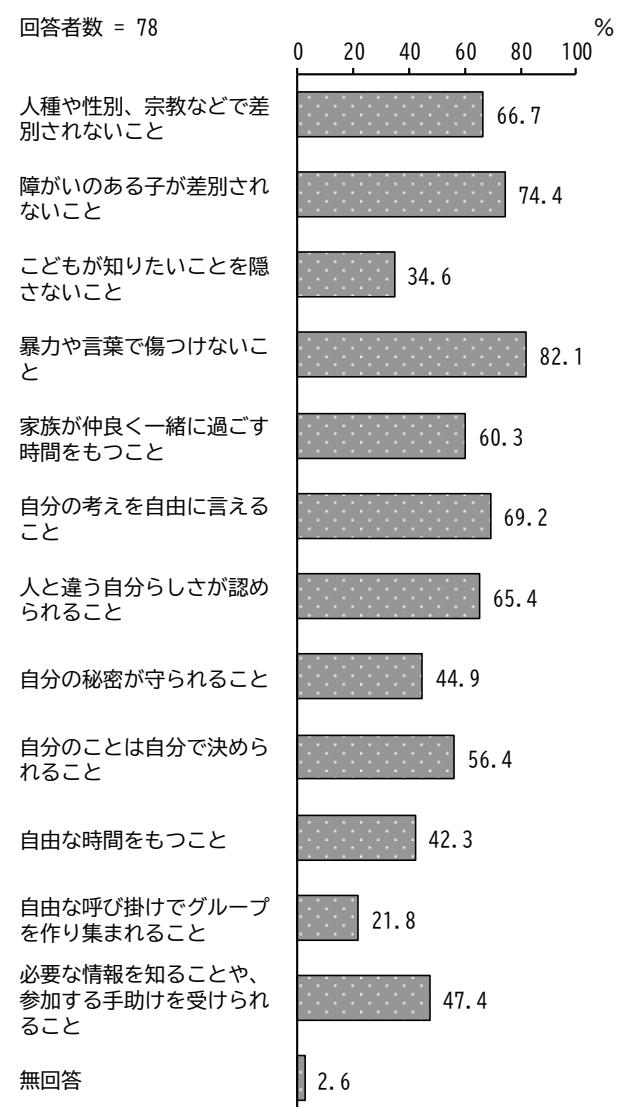
未就学保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が82.4%と最も高く、次いで「障がいのある子が差別されないこと」の割合が77.9%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が72.1%となっています。

小学生保護者では、「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が82.1%と最も高く、次いで「障がいのある子が差別されないこと」の割合が74.4%、「自分の考えを自由に言えること」の割合が69.2%となっています。

【未就学保護者】



【小学生保護者】



8 計画策定に向けた課題

第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組みや、各種アンケート調査結果に基づき、第3期計画に向けて以下のとおり課題を整理しました。

(1) 「特別な支援が必要な子どもに対する支援」についての課題

本町では、すべての児童が健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた対応をするため、関係機関との相談・連携体制の構築を図ってきました。

未就学児童の保護者のアンケート調査結果では、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」の割合が13.2%となっており、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいない人が一定数います。

また、子どもの「食事や栄養に関するここと」「子どものしつけに関するここと」「病気や発育発達に関するここと」で悩んでいる人が多くいます。

今後も、保護者の育児不安の軽減や安心して子育てができるよう、保健、福祉、教育等の連携を図りながら母子保健施策の充実を図っていくことが必要です。

また、子育て支援センターやこども家庭センター等、行政の相談窓口などでは相談者を多様な支援につなげていく体制づくりが求められています。

(2) 「障害児に対する支援」についての課題

本町では、家庭や地域、学校など様々な場面で障害のある子どもとない子どもが共に成長していくけるような環境づくりを促進し、障害児とその保護者を支援する体制の強化に努めています。

今後も、障害児施策の充実に向け、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

また、医療的ケア児や聴覚障害児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への支援のために、地域における連携体制を強化することが必要です。

子どもの発達に寄り添った支援を続けていくためには、障害者手帳の有無に関わらず、児童発達支援センターや放課後等デイサービスの活動の充実・支援が必要です。

(3) 「児童虐待防止対策の充実・強化」についての課題

本町では、養育支援訪問や乳児家庭全戸訪問等の各訪問事業とも連携しながら、児童虐待防止対策の充実・強化を進めました。

未就学児童の保護者のアンケート調査結果では、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」の割合が54.4%と最も高くなっている一方、つらいと感じている人も一定数います。

また、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が39.7%と最も高くなっています。そのため、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して必要な支援につながるよう相談窓口等の周知などを図ることが必要です。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互で子どもを守る意識を醸成していくことが必要です。更に、要保護児童対策地域協議会を中心とする、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化も求められます。

(4) 「ひとり親家庭の自立支援の推進」についての課題

本町では、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、医療費助成、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続してきました。

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほかに、各家庭それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげができる相談支援体制の強化が必要です。

(5) 「仕事と生活の調和と基盤整備」についての課題

本町では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、男女を問わず個人がその個性と能力を発揮できる、男女がともに参画する社会環境づくりを進めてきました。

未就学児童保護者のアンケート調査では、母親、父親ともに、育児休業を取得する割合は増加していますが、父親は母親よりもかなり低い状況が続いています。取得していない理由について、母親では、「仕事が忙しかった」、「(産休後に)仕事に早く復帰したかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が高く、父親では、「仕事が忙しかった」が38.9%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が37.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.9%となっており、平成30

年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。

今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

就学児童保護者のアンケート調査では、子育てを主に行っている人について、「父母とともに」が52.9%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が38.2%となっており、平成30年度調査と比較すると、「主に母親」の割合が減少しています。

今後も、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織における就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図ることが必要です。

(6) 「放課後児童対策パッケージ（放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携）」についての課題

これまで、国では、放課後子ども総合プランとして、放課後児童クラブの待機児童解消及び放課後子ども教室との連携を促進するために、放課後子ども総合プランを推進してきましたが、それらを加速化するために、令和5（2023）年12月に、放課後児童対策パッケージをまとめました。

本町では、国パッケージにおいて校内交流型として位置付けられている、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を維持しつつ、利用者のニーズや地域性を考慮し、実施日の増加や活動内容の工夫、小学校の空き教室が生じた際の有効活用の検討等、必要に応じて事業の拡充について検討を図ってきました。

未就学児童保護者のアンケート調査では、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が50.0%と最も高く、次いで「習い事」30.0%、「自宅」、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.0%となっています。

また、小学生保護者では、小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたい場所について、「自宅」が78.3%と最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が47.8%となっています。

今後も、学童保育の受け皿を確保しつつ、ニーズを正確に把握していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どももあり、学童保育以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

(7) 「子どもの貧困対策の推進」についての課題

本町では、子どもの貧困対策を推進するために、必要な家庭に必要な支援が届くよう相談機関や相談先の周知に努めてきました。更に、これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等の地域福祉との連携強化を進めてきました。

アンケート調査では、過去1年の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことや衣服が買えないことがある家庭が一定数いることが伺えます。そのため、所得収入の低い世帯やひとり親世帯等に対して、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められます。

(8) 「子どもの権利、ヤングケアラー」についての課題

○子ども・若者の権利について

アンケート調査では、「子どもの権利」について「名前も内容も知っている」割合は、未就学児童保護者、小学生保護者で3割台となっており、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについては、「暴力や言葉で傷つけられないこと」が最も高くなっていますが、今後、子ども・若者の権利の理解の醸成に向けて、更なる普及と啓発が必要です。

更に、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

○ヤングケアラーについて

アンケート調査では、ヤングケアラーの認知度について、「言葉や内容を知っている」の割合が未就学児童保護者で79.4%、小学生保護者で74.4%と高くなっています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するためのアウトリーチや、適切な支援を提供するために、学校や医療機関、福祉事業者などの情報連携が必要です。

1 基本理念

本計画の基本理念は、国の「こども基本法」の基本理念、「こども大綱」の基本方針、「(仮称)かながわ子ども・若者みらい計画」及び「山北町第6次総合計画前期基本計画」の基本理念を踏まえ、次のように定めます。

これらの子育て支援に関する基本的な考え方のもと、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

(1) 子どもや子育て当事者の視点の尊重

子どもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子どもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利が保障されます。

また、子どもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

声を上げにくい状況にある子どもに、特に留意しつつ、「子どもとともに」という姿勢で、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) 全ての子どもが幸せな状態で成長するための支援

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての子ども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子どもの良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

2 基本方針

基本理念を実現するために、次の4つの基本方針を設定し、子ども子育て支援の計画を推進していきます。

基本方針1	幼児期の学校教育・保育の実施
基本方針2	地域子ども・子育て支援事業の実施
基本方針3	子育て当事者への支援の充実
基本方針4	子ども本人への支援の充実

3 施策体系

第4章については、基本方針の実現に向けて、以下の体系に基づき、施策・事業を展開していきます。

基本方針	施策・事業
基本方針1 幼児期の学校教育・保育の実施	(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の一体的提供及び推進に関する体制の確保 (3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進 (4) 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進 (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の実施	(1) 地域子育て支援拠点事業 (2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり） (3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等 (4) 病児保育事業 (5) 利用者支援事業 (6) 妊婦健康診査 (7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊娠婦・赤ちゃん訪問） (8) 養育支援訪問事業 (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (10) 延長保育事業（時間外保育事業） (11) 短期入所生活援助（ショートステイ） (12) 産後ケア事業 (13) 児童福祉法改正に伴う新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業） (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
基本方針3 子育て当事者への支援の充実	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減 (3) 子どもの貧困対策の推進 (4) 安心して子育てができる社会の実現 (5) 仕事と生活の調和と基盤整備
基本方針4 子ども本人への支援の充実	(1) ライフステージを通した子育て支援の推進 (2) 障害児・医療的ケア児に対する支援 (3) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化 (4) 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージの推進） (5) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知

施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。

山北町における教育・保育の提供区域については、山北町全域（行政区）とし、町外児童の受委託については、当該市町村と都度協議することとします。

2 保育の必要性の事由と認定区分

児童の年齢及び保育の必要性に応じて3つに区分して認定します。更に、2号認定及び3号認定については、長時間（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の2区分で保育必要量を認定することになります。

3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策

「子ども・子育て支援法」が本格施行され、幼稚園・保育所及び子育て支援事業は、その必要量に応じた適切な供給量とすることが必要とされています。必要量の見込みの算出にあたっては、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果とこれまでの各事業の利用実績を分析し、計画期間である令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の幼児期における学校教育・保育のニーズ量の見込みを算出しました。

このニーズ量の見込みと山北町の現在の状況を照らし合わせ、提供されるべき教育・保育サービスの確保方策（実施内容及び実施時期の目標）を設定しています。

なお、ニーズ量の見込みは、国により示された手法（全国共通）に基づき算出し、これを基に山北町子ども・子育て会議において審議し、確保方策を講じていくこととなります。

以下の項目からは、各事業のニーズ量の見込みと確保方策を見ていくこととなります。

ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値と同等か下回るようであれば適正な状態であると言えます。逆に、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値を上回るようであれば、サービス供給量が不足していることを示し、解消策を講じるべき状態にあります。

4 幼児期の学校教育・保育の実施

まず、教育・保育については、ニーズが幼稚園・保育所の定員を下回る状況が続いており、更には、今後、児童人口は減少していくことが見込まれるため、確保方策は現段階で充足していると言え、さらなる整備は不要であると言えます。

次に、幼稚園・保育所に代わる低年齢児の受け皿となる地域型保育事業については、既存幼稚園・保育所の充足率が低いことや、ニーズそのものがないことにより、当面、確保方策は不要とします。

第1期計画期間では、幼稚園・保育所の定員割れの状況を鑑み、既存施設の有効利用や集団保育・異年齢交流の優位性を検討しつつ、幼稚園と保育所の一体化による幼保連携型認定こども園を設置し、平成29（2017）年度から運営を開始しました。

第2期計画期間では、米飯は各家庭から持参とする補食給食から主食も給食に含めて提供する完全給食や、家庭での処分としていた使用済紙おむつの園の持ち帰りの廃止、ネットワーク・端末の整備による登園・降園管理の電子化など、子育て世帯に寄り添った教育・保育サービスの充実を図ってきました。

第3期計画期間においては、就学前児童人口の減少に鑑み、施設配置や確保方策の適正化についての検討等、より一層の教育・保育の質の向上に努めています。

(単位：人)

年度			令和7年度（2025年度）							
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
				幼稚期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
①ニーズ量の見込み			33	4	72	8	17	26	51 160	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	12	18	60	9	18	23	50 140	
		幼稚園	80	0					80	
		保育所			80	9	12	14	35 115	
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0 0	
		小規模保育事業				0	0	0	0 0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0 0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0 0	
	認可外保育施設								0 0	
	合計		92	18	140	18	30	37	85 335	
②-①			59	14	68	10	13	11	34 175	

(単位：人)

年度			令和8年度（2026年度）							
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
				幼稚期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
①ニーズ量の見込み			30	3	68	8	15	27	50 151	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	12	18	60	9	18	23	50 140	
		幼稚園	80	0					80	
		保育所			80	9	12	14	35 115	
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0 0	
		小規模保育事業				0	0	0	0 0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0 0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0 0	
		認可外保育施設							0 0	
	合計		92	18	140	18	30	37	85 335	
②-①			62	15	72	10	15	10	35 184	

(単位：人)

年度			令和9年度（2027年度）							
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
				幼稚期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
①ニーズ量の見込み			29	3	65	8	14	24	46 143	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	12	18	60	9	18	23	50 140	
		幼稚園	80	0					80	
		保育所			80	9	12	14	35 115	
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0 0	
		小規模保育事業				0	0	0	0 0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0 0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0 0	
		認可外保育施設							0 0	
	合計		92	18	140	18	30	37	85 335	
②-①			63	15	75	10	16	13	39 192	

(単位：人)

年度			令和10年度（2028年度）							
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
				幼稚期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
①ニーズ量の見込み			31	3	68	8	14	24	46 148	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	12	18	60	9	18	23	50 140	
		幼稚園	80	0					80	
		保育所			80	9	12	14	35 115	
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0 0	
		小規模保育事業				0	0	0	0 0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0 0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0 0	
		認可外保育施設							0	
	合計		92	18	140	18	30	37	85 335	
②-①			61	15	24	10	16	13	39 187	

(単位：人)

年度			令和11年度（2029年度）							
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
				幼稚期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外					
①ニーズ量の見込み			30	3	66	8	13	23	44 143	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	12	18	60	9	18	23	50 140	
		幼稚園	80	0					80	
		保育所			80	9	12	14	35 115	
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0 0	
		小規模保育事業				0	0	0	0 0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0 0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0 0	
		認可外保育施設							0	
	合計		92	18	140	18	30	37	85 335	
②-①			62	15	74	10	17	14	41 192	

【保育利用率の目標値】

保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数の全体に対する3号認定子どもの利用定員数の割合を言います。計画期間内の各年度における目標は、次のとおりです。

割合が100%に近づくにつれ、ニーズ量の有無に関わらず定員が確保されている状況にあることを示します。本町の場合は、児童人口が減少傾向にあるものの、働く意向のある女性が増えつつあり、利用予定の3歳未満児のニーズ量見込みは、人口が減少傾向にあることやすべての子どもが保育を希望するものではないことを考慮すると、十分な受け皿が確保できていると言えます。

ただし、昨今の物価高騰などによる経済不安の影響により、共働き家庭の増加や、産後早期の復職のため、構成比として、1号認定子どもは減少し、2・3号保育認定子どもの割合が増加していることを考慮する必要があります。

なお、保育所入所待機児童については、山北町で発生することは極めて少なく、発生するケースとしては、保育従事者の不足に起因するものです。既に広域入所の基準を見直すことにより町民優先を明確化し、一方で施設面積上の定員は十分に確保されている状況であることから、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標は設定する必要はなく、乳幼児・児童の人口に応じて、定員数の維持又は縮小に目標を設定するのが妥当です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定定員	85	85	85	85	85
3歳未満児人口	90	87	82	79	77
割合	94.4%	97.7%	103.7%	107.6%	110.4%

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

教育・保育を一体的に提供する基盤となる施設としての認定こども園の普及については、平成25（2013）年に、幼稚園・保育所の現状と課題を整理し、それぞれの施設設置・運営のあり方について策定した「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」のもと、低年齢児保育の一層の充実、幼児教育の質の向上、集団保育の確保、既存施設及び人材の有効活用等の観点から、近接に立地する山北幼稚園とわかば保育園の2つの施設の連携による幼保連携型認定こども園の設置が望ましいと判断しました。

これを受け、平成26（2014）年に、町の施策推進のための重要な組織としての位置付けを持つ、「山北町幼保連携型認定こども園開設推進会議」を設置し、平成29（2017）年4月に、幼保連携型認定こども園「やまときたこども園」を開設。低年齢児の定員の拡充や保育室の配置の最適化、一時保育事業、相談支援事業の開始により、様々な保育ニーズへの対応を図ってきました。

そして、令和元（2019）年には、「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」の策定から幼稚園・保育所・認定こども園を取り巻く状況が大きく変化していることや、保護者のニーズがより多様化してきていることから、「山北町乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」として名称を改め、山北町の乳幼児教育・保育のあり方について見直しを行いました。

今後は、就学前児童人口の推計や、教育認定子どもと保育認定子どもの構成比などといった利用状況等を分析・検討し、定員の適正化、維持管理費の縮減、施設の統廃合の要否も含め、中長期的な視点で基本方針を見直していく必要があります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の一体的提供及び推進に関する体制の確保

すべての子どもの健全な成長のためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供される必要があり、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意することが重要です。その点を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、人材確保・育成を視野に入れた取り組みを推進していきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進

山北町におけるすべての教育・保育施設は公立のものであり、地域型保育事業については、それらの定員が確保されていることから、民間事業者の参入は基本的には想定していません。

今後も、確保方策が充足している見込みであることから、地域型保育事業の実施は当面不要としていますが、ニーズの動向や社会情勢を注視しつつ、必要に応じて参入の意向がある事業者と協議し、運営にあたっては既存施設と協調・連携を図ります。

一方で、幼・保・小連携については、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17（2005）年1月28日中央教育審議会答申）により、国が取組を強調はじめ、同じく審議会から令和5（2023）年2月に示された「幼保小の架け橋プログラム」に至りますが、山北町では幼保小中すべての施設が町立であるという地域性を生かし、従前から教育・保育を相互に連携して実施しています。

なお、令和4（2022）年3月には、長年取り組んできた連携・交流の成果として、『山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針』を策定し、「社会の中で他者とよりよく関わりながら自分らしく生きることができる人間力と社会力」の育成を目標に、さらなる連携・交流の活性化を図り、生活や学びの連続性を重視した教育・保育を推進します。

※ 地域型保育事業：待機児童対策や地域の保育基盤維持を目的として、平成27（2015）年度の制度改革において新設された事業。主に0～2歳児の保育を実施するために、市町村が認可する定員6人以上19人以下の保育施設（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）。

（4）多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

平成27（2015）年4月からの子ども・子育て支援新制度では、子育て支援サービスの提供を安定的に確保するために、公営の施設・事業によるサービス提供のみならず、民間事業者の参入を促進しています。

山北町では、幼稚園・保育所・認定こども園の設置は公立のみ、各種子育て支援事業は町が主体となって実施している状況であり、これらの充足率やニーズ量を踏まえると、既に一定量の確保方策が講じられており、民間事業の参入の余地がないのが現状です。

また、児童人口も増加傾向が見込まれないことも考慮し、今後は、ニーズ量に応じた適切な保育を提供していくために、公営施設・事業が不足する事態となった場合に、必要に応じて民間事業者の参入意向の把握や参入の促進を図っていきます。

（5）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、「子どものための施設等利用給付制度」が創設され、子どものための教育・保育給付の対象となる特定教育・保育施設のみならず、それ以外の幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する子どもも無償化の対象となりました。この場合、従来の施設型給付費と異なり、市町村を経由せずに施設を利用することが可能なため、対象となる子どもの把握及び制度の周知に努め、保護者・事業者と連携して制度の円滑な実施に努めます。

また、上記の子育てのための施設等利用給付の対象となる幼稚園等の事業者は、制度上、特定子ども・子育て支援施設等に分類され、法に基づいた市町村による確認や公示、指導監督が必要となります。これらを適切に実施していくため、必要に応じて、神奈川県と連携を取りながら体制の充実を図ります。

※ 特定教育・保育施設：市町村が、施設型給付費の支給対象事業として「確認」する教育・保育施設（幼稚園・認定こども園・保育園）。

5 地域子ども・子育て支援事業の実施

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

① 事業の概要及び現状

地域子育て支援拠点事業とは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う拠点となるものを指します。

山北町では、子育て支援センターを健康福祉センター内に設置することにより、町内外の子育て世帯に対して、親同士が情報交換をしたり、子育てアドバイザーに悩みを相談したりすることができる集いの場を提供し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ってきました。

② 今後の方向性

利用者のニーズに合わせ、子育て支援センター開所日の見直しなどを実施し、利便性の向上を図っていきます。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人日/月)	507	494	470	467	441
②計画値(か所)	1	1	1	1	1
③実績値(人日/月)	180	168	185	196	
④実績値(か所)	1	1	1	1	1
①-③	327	326	285	271	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑤ニーズ量の見込み (人日/月)	195	196	196	210	214
⑥確保方策(人日/月)	195	196	196	210	214
⑦確保方策(か所)	1	1	1	1	1
⑥-⑤(人日/月)	0	0	0	0	0

(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

① 事業の概要及び現状

預かり保育とは、幼稚園開園時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて幼稚園在園児のうち希望者を対象に行われる教育活動を指します。現在、山北町では、岸幼稚園とやまとたこども園（1号認定子どもに限る。）を対象に、3月を除き、預かり保育を実施しています。

② 今後の方向性

確保方策をニーズ量が下回っているため十分な受け皿が確保できているといえます。児童人口の減少に伴い確保方策を維持又は減少させていきます。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人日/年)	360	360	360	360	360
②実績値(人日/年)	220	84	215	229	
①-②	140	276	145	131	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み (人日/年)	199	186	178	188	183
④確保方策(人日/年)	360	360	360	360	360
④-③	161	174	182	172	177

(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等

① 事業の概要及び現状

一時預かり事業とは、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して行われる保育事業を指します。幼稚園在園児対象型を除く保育所等での一時預かりや、ファミリー・サポート・センターは、同様の事業の性格となっているため、ニーズ量に対して2つの受け皿で対応することとなります。

山北町では、幼稚園在園児対象型を除く保育所等での一時預かりを平成29（2017）年度から認定こども園で実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業として、援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施することにより、乳幼児や小学生の児童を持つ子育て世帯に対して、児童の預かり等の支援を提供しています。

また、現在、山北町では、トワイライトステイ事業について対象となる事業者がないため、実施はありません。

② 今後の方向性

一時預かり事業については、余裕活用型での実施をしており、一時預かりの利用よりもむしろ入園を選択されることを想定していますが、実績を鑑み、確保方策を定めました。

ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員、支援会員ともに減少傾向にある状況です。利用料金に対する助成の検討や事業周知等を推進していくことにより、利用者の利便性の向上を図ります。

トワイライトステイ事業について、今後のニーズも踏まえ実施を検討します。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値 (人日/年)	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	614	607	584	575	550
	トワイライトステイ	-	-	-	-	-
②実績値 (人日/年)	一時預かり事業	26	7	35	6	
	ファミリー・サポート・センター	187	217	205	232	
	トワイライトステイ	-	-	-	-	-
①-②		401	383	344	337	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人日)		217	197	182	171	166
④確保方策 (人日/年)	一時預かり事業	18	18	18	18	18
	ファミリー・サポート・センター	199	179	164	153	148
	トワライズステイ	-	-	-	-	-
④-③		0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

① 事業の概要及び現状

病児保育事業とは、保護者が就労している場合等に、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・診療所や、看護師等を配置し、専用の静養スペースを備える保育所において病気の児童を一時的に保育する事業を指します。山北町では、現在、開成町にある病児保育施設を広域で運営することにより、ニーズに対応しています。

② 今後の方向性

対象の子どもを養育する保護者等に対して事業周知を図ります。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値 (人日/年)	病児保育事業	10	10	10	10	10
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	-	-	-	-	-
②実績値 (人日/年)	病児保育事業	7	0	27	16	
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	-	-	-	-	-
①-②		3	10	△17	△6	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人日/年)		14	13	12	12	11
④確保方策 (人日/年)	病児保育事業	14	13	12	12	11
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	-	-	-	-	-
④-③		0	0	0	0	0

(5) 利用者支援事業

① 事業の概要及び現状

利用者支援事業とは、地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者から、その利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整をする事業を指します。山北町では、各種事業内で妊娠・出産・子育て相談支援を行い、随時相談支援を行っています。支援が必要な家庭には、保健師・助産師が訪問で対応をしたり、必要なサービスに繋ぐなど、支援を行っています。

また、こども家庭センターの設置に伴い、「母子保健型」から「こども家庭センター型」に名称変更しています。

② 今後の方向性

地域の情報収集を積極的に行いながら、引き続き相談支援を行っていきます。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(か所数)		1	1	1	1	1
②実績値 (か所数)	基本型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	0
	子ども家庭センター型	—	—	—	—	1
①-②		0	0	0	0	0

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(か所数)		1	1	1	1	1
④確保方策(か所数)		1	1	1	1	1
④-③		0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査

① 事業の概要及び現状

妊婦健康診査とは、母子保健法第13条に基づき、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。山北町では、全14回の補助を行っています。里帰り等で妊婦健診補助券を利用できなかった場合は、償還払いの対応も行っています。

② 今後の方向性

妊娠婦等の経済的な負担軽減のため、補助額の増額等の見直しを検討します。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人/年)	40	40	40	40	40
②実績値(人/年)	45	22	34	17	
①-②	△5	18	6	23	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人/年)	28	27	26	25	25
④確保方策(人/年)	30	30	30	30	30
④-③	2	3	4	5	5

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊娠婦・赤ちゃん訪問）

① 事業の概要及び現状

乳児家庭全戸訪問事業とは、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者的心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業を指します。山北町では、妊娠後期に訪問し、体調や出産の準備状況などを確認しています。出産後は新生児訪問を行い、体重増加や哺乳状況、産婦の体調確認、療育環境・育児支援状況の把握などを行っています。

② 今後の方向性

対象者全員に訪問することができています。引き続き、訪問指導を行い、対象者に寄り添った支援を行っていきます。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人/年)	40	40	40	40	40
②実績値(人/年)	25	32	32	23	
①-②	15	8	8	17	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人/年)	28	27	26	25	25
④確保方策(人/年)	30	30	30	30	30
④-③	2	3	4	5	5

(8) 養育支援訪問事業

① 事業の概要及び現状

養育支援訪問事業とは、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助を行う事業を指します。山北町では、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、養育支援等を行う事業を実施しています。

② 今後の方向性

関係機関と連携しながら、潜在的な支援ニーズの把握を行っていきます。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人日/年)	5	5	5	5	5
②実績値(人日/年)	11	7	7	1	
①-②	△6	△2	△2	4	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人日/年)	6	6	5	5	5
④確保方策(人日/年)	6	6	5	5	5
④-③	0	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

① 事業の概要及び現状

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後（放課後）に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図る事業を指します。

山北町では、川村小学校の余裕教室を利用して平成25（2013）年度から「やまきた児童クラブ」を設置、運営しています（平成24年度以前は民間事業者により実施）。利用者数の増加に伴い、平成30（2018）年度から定員を110名に増やして対応しています。

② 今後の方向性

登録人数が定員を上回っていますが、一日あたりの利用者が定員を超えることはないためニーズに応えている状況です。児童人口の減少に伴い登録人数も減少していくと考えられますが、共働き家庭の増加等に伴い、低学年児童を中心として利用率が増加傾向にあります。クラブでの過ごし方は児童によって異なり、保育室の利用状況に偏りが生じることも考え得るため、必要に応じて、確保方策の方向性を見直します。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値(人)		110	110	110	110	110
②実績値	登録人数(人)	104	99	104	111	135
	定員数(人)	110	110	110	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
①－②(利用人数)		6	11	6	△1	△25

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ニーズ量の見込み(人)	1年生	28	26	24	22	21
	2年生	25	22	20	19	18
	3年生	26	26	26	26	26
	4年生	22	20	18	17	16
	5年生	18	16	15	14	13
	6年生	11	10	9	9	9
	合 計	130	120	112	107	103
④確保方策	定員数(人)	110	110	110	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
④(定員数)－③		△20	△10	△2	3	7

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業の概要及び現状

延長保育事業とは、就労形態の多様化や、長時間の通勤に伴い、保護者が児童を入所させている保育所の開所時間を超えて保育を希望する場合に、開所時間の前・後の時間に延長して保育を行う事業を指します。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）

① 事業の概要及び現状

短期入所生活援助（ショートステイ）とは、母子家庭等の保護者が、疾病、就労、その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期間入所（原則7日間）させ、生活援助を行う事業を指します。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

本町に児童養護施設等がないことから、状況を鑑み、広域での実施等を検討します。

(12) 産後ケア事業

① 事業の概要及び現状

産後ケア事業とは、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業を指します。山北町では令和4（2022）年度から、心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間において、育児手技の獲得、心身の安定と育児不安を解消すること等を目的として助産師が訪問し、母子に対し保健指導を実施しています。

② 今後の方向性

宿泊型、デイサービス型については、今後のニーズを踏まえ実施を検討します。

③ 事業実績及び今後のニーズ量見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実績値 (人日 /年)	宿泊型	-	-	-	-	-
	デイサービス型	-	-	-	-	-
	アウトリーチ型	-	-	2	0	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②ニーズ量の見込み	宿泊型 (人日/年)	5	5	5	5	5
	デイサービス型 (人日/年)	-	-	-	-	-
	アウトリーチ型 (人日/年)	5	5	5	5	5
③確保方策		8	8	8	8	8
③-②		3	3	3	3	3

(13) 児童福祉法改正に伴う新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）

1. 子育て世帯訪問支援事業

① 事業の概要

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業を指します。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

③ 今後のニーズ量見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み (人日/年)					
②確保方策 (人日/年)					
②-①					

2. 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートの提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業を指します。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

今後、他自治体の先進事例を参考に広域圏での確保によるサービスの提供等を検討します。

3. 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業を指します。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

今後、他自治体の先進事例を参考に広域圏での確保によるサービスの提供等を検討します。

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業の概要

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。現在、山北町では本事業の実施はありません。

② 今後の方向性

令和8（2026）年度からの給付制度化に向けて、今後、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

6 子育て当事者への支援の充実

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。

○関係する事業

事業名	事業概要
ひとり親家庭等医療費助成事業	保護者がひとり親等である場合に、子どもが18歳に達するまでの間、子どもと保護者の医療費（健康保険適用分に限る）の本人負担分を無料とする医療証を交付します。
児童扶養手当	18歳に達した年度末日までの児童（中程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満）を監護、養育する父母等（養育者）に対して支給されます。

(2) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援体制の強化ができるよう経済的な支援体制を図ります。

○関係する事業

事業名	事業概要
産婦健康診査費用補助事業	町内在住の方で産婦健康診査を受ける方に対して、1回分（上限5,000円）を補助します。
妊婦タクシー助成事業	安心して出産ができるよう、産科医療機関までのタクシー費用を上限13,000円×5回分を助成します。
出産育児一時金	国民健康保険及び健康保険の被保険者、または、被保険者である配偶者が子どもを出産した場合に、出産育児一時金として50万円を支給します。
児童手当	0歳から18歳までの子どもを養育する保護者に対し、手当を支給します。
出産祝い金支給事業	お子さんが生まれた際に、出産祝い金の支給を行います。 (第1子：3万円、第2・3子：5万円、第4子以降：10万円)

妊婦のための支援 給付金	妊婦であることの認定後5万円を支給、その後妊娠している子どもの人数を届け出た後に子どもの人数×5万円を支給します。(令和7(2025)年度から法定化され、令和6(2024)年度まで「出産・子育て応援ギフト」として計10万円支給)
小児医療費助成	18歳までの子どもを養育する保護者に対し、子どもの医療費（健康保険適用分に限る）の本人負担分を無料とする医療証を交付します。
子育て支援紙おむつ支給事業	生まれてから2歳に達するまでの子どもを養育している保護者を対象に、1ヶ月につき、2,400円+消費税分の紙おむつ購入券を18枚（18ヶ月分）発行します。
保育料の減免	国の幼児教育・保育の無償化に加え、保育所・認定こども園を利用する0～2歳児の保育料について、世帯内の2子目以降は本来負担額の1/2、同時に利用している兄弟姉妹の2子目は本来負担額の1/4に保育料を減免します。
通学費補助金	清水地区、三保地区、高松地区及び小笠原地区に住所を有し、山北町立小・中学校に通学する通学距離2キロメートル以上の地域を定め、通学にかかる負担を軽減するため、通学補助金を交付します。
英語検定料の補助	公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）を受験する生徒・児童の保護者に対し、英語検定料の補助を実施します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

貧困対策推進法では、貧困家庭に対して、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」が必要とされています。貧困の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、本計画にある様々な取り組みを複合的に実施し、子どもの貧困対策を推進します。特に、相談先の周知に力を入れ、必要な家庭に必要な支援が届くように努めます。

更に、これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等の地域福祉との連携強化を進めます。

○関係する事業

事業名	事業概要
生活困窮世帯支援事業	支援が必要な生活困窮世帯に対し、食料等生活必需品を現物支給します。
就学援助費制度	町内の小・中学校に通う児童及び生徒がいる世帯のうち、経済的理由等により就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や給食費など必要な費用の一部を援助します。
育英奨学金	高校生、大学生を対象に奨学金を貸与します。成績が優秀であり、経済的理由から修学が困難な学生に対して貸与します。

(4) 安心して子育てができる社会の実現

子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の段階に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

また、貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、自殺対策と子どもの貧困対策の施策との連携を深めた取り組みを推進していきます。

(5) 仕事と生活の調和と基盤整備

企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるように、町民や事業主に対する意識啓発等を進めます。

7 子ども本人への支援の充実

(1) ライフステージを通した子育て支援の推進

子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）の向上に向けて、ライフステージに応じて子どもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。また、子どもの自主性・社会性の育成や困難を抱える若者への支援など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

○関係する事業

事業名	事業概要
ママパパクラス	妊娠中の過ごし方や、育児・栄養・歯のことについて、安心して出産・育児ができるよう、妊婦とその家族を対象に教室を実施しています。
赤ちゃん訪問	妊娠中や赤ちゃんが生まれてから、保健師や助産師が家庭訪問し、授乳方法や体重測定、栄養、育児方法等の適切な助言・指導を行います。
母乳相談	助産師が母乳に関する悩みや不安を解消し、適切な助言・指導を行います。
離乳食教室	生後8か月までのお子さんと保護者を対象に、離乳食についての講話、簡単な調理実習、試食を行います。
1歳児歯科教室	歯科衛生士による歯磨き指導と栄養士による食事相談を実施します。
乳幼児ニコニコ相談	子どもの身長と体重を計測し、保健師、助産師、管理栄養士等の専門職が育児や生活などについて相談を受け、適切な助言・指導を行います。
親子教室きらきらクラス	3歳になる子どもと保護者を対象に、1年を通して同じ学年の子どもが集まり、保育士との遊びを通して親子での様々な体験教室を実施します。
キッズ・フェスティバル	子育ての応援をしている団体が協力して、福祉・教育関係、各地域組織団体との共催により実施しています。様々な体験を通して子どもとその家族が楽しめる内容を目指しています。
乳幼児健診	月齢、年齢に応じた健康診査を医療機関（個別）または健康福祉センター（集団）で実施し、身体発育状況、発達状況を確認しています。必要に応じて専門機関への紹介も行います。
健康普及員	自治会から推薦された38名の健康普及員により、保健衛生に関する知識の普及や健康づくりの運動の実施の協力、各種保健指導、健康診査の受診勧奨等を行っています。

(2) 障害児・医療的ケア児に対する支援

障害児・若者や医療的ケア児を支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援を行います。

また、保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおいて、障害児を受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

○関係する事業

事業名	事業概要
乳幼児健康診査	乳幼児の障害の早期発見のため、健康診査を行います。
新生児聴覚検査費用助成	子どもの聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚検査の費用を全額助成します。
母子保健指導の充実	疾病により長期にわたり療養を必要とする児童や心身の発育や発達に問題のある児童について、療養上の相談・指導を行い、健康の保持増進を図るとともに、育児支援を推進します。聴覚の異常が認められた乳児及びその保護者への相談、指導を行うことにより、早期治療・療育への適切な対応を図ります。
医療的ケア児に対する支援	医療的ケアが必要な児童とそのご家族や支援者の相談窓口として、令和6（2024）年3月から、県西2市8町が広域連携し、医療的ケア児等コーディネーターが相談や支援を行う、県西圏域医療的ケア児等相談支援窓口「るぴなす」を設置しています。
発達障害児相談	県が隔月で主催する発達障害児相談や巡回リハビリテーション等において、自閉症等の発達障害があるために生活上の支援を必要とする児童とその家族等の相談を受け、地域で安心して暮らすことができるよう援助しています。
療育相談・支援	障害のある又は障害のある可能性が高い乳幼児に必要な療育を行うことで、乳幼児の発達を援助し、母子関係を確立するとともに療育体制を推進します。
在宅心身障害児巡回等の相談支援の実施	心身障害のある児童の療育を推進するため、地域の療育、教育機関への技術支援や情報提供を行うとともに、精密検査等専門医療の提供を行います。
重度心身障害児（者）訪問入浴サービス	歩行困難や移送に耐えられない等の理由により、通所が困難な在宅の重度障害のある人や児童に対して、訪問入浴サービスを提供します。
障害児保育の推進	障害の有無にかかわらず同じ施設で保育を行うことで、障害のない児童も障害に対する理解を深められるように指導していきます。

放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童を対象に、放課後や長期休暇中において、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を行います。
インクルーシブ保育の推進	国や県の指針に基づき、特別支援教育の専門性を担保したうえで、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実現に努め、児童生徒の相互理解を深める環境づくりを推進します。
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。施設に入所している人や所得制限を越える人は受けられません。
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育する父 母等（養育者）に対して給付されます。児童が施設に入所している人、児童が障害年金を受けている人、所得制限を越える人は受けられません。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に所属する児童・生徒の世帯に対し、学用品費、修学旅行費等として補助金を給付します。

（3）児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、「こども家庭センター」が中心となり、保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組及び子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

また、関係機関の連携により、ヤングケアラーの早期把握に努め、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

○関係する事業

事業名	事業概要
子ども及び子育て世帯に係る相談支援	山北町こども家庭センターを設置し、妊娠婦、子育て世帯、子どもに対する総合相談窓口として、切れ目のない支援を強化します。
児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦等の早期の把握を行います。
民生委員児童委員協議会	36名の民生委員児童委員（民生委員は児童委員を兼ねる）と2名の主任児童委員により協議会が構成され、育児等にまつわる様々な相談に応じています。月1回の心配ごと相談の実施や、情報提供による支援をするため、必要に応じて関係機関につなげています。

(4) 子どもの居場所づくり（放課後児童対策パッケージの推進）

国は、令和5（2023）年12月に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携強化を促進するため、「放課後児童対策パッケージ」を策定しました。

山北町では、従前から川村小学校内で、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、連携して実施・運営していることから、同一敷地内の校内交流型として位置付けられており、双方の児童の合同による活動で異年齢交流を促進しています。

○関係する事業

事業名	事業概要
放課後子ども教室	小学校の放課後の時間に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通して、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として実施しています。
放課後児童対策の推進	「放課後子ども総合プラン」を継承する形で、令和5（2023）年12月に国が打ち出した「放課後児童対策パッケージ」に沿って、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型による実施を推進しています。

(5) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知

子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるように、本計画や、その基となる「こども基本法」、「子どもの権利条約」の内容等、子どもの権利について、周知及び啓発を推進します。

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、P D C Aサイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「山北町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検・評価し、この結果を年に1回ホームページで公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、子ども・子育て支援法で、定めることとされている、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込みと確保方策」についても、毎年度、進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、必要に応じて量の見込みと確保方策を見直すこととします。

2 家庭・地域・教育・保育関係機関等との連携

本計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、町だけでなく、家庭、教育・保育関係者、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。

関係機関等それぞれが、役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的に関わるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、神奈川県や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

3 進捗状況の管理

本計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

資料編

1 山北町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 6 日

条例第 32 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、山北町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議の委員(以下「委員」という。)は 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 委員名簿

○山北町子ども・子育て会議委員名簿

○山北町放課後子ども総合プラン運営委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属	備考
河 合 剛 英	山北町社会教育委員会議 議長	会 長
工 藤 恵 子	山北町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
清 水 玲 子	山北町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
伊 藤 真理亞	元気っ子クラブ 会長	
高 橋 あけみ	特定非営利活動法人まみい 代表	
池 田 佳寸代	やまときた児童クラブ 施設長	副会長
石 川 好 美	山北町立川村小学校 放課後子ども教室 コーディネーター	
吉 尾 愛 美	子育て支援センター アドバイザー	
浦 中 直 人	山北町立川村小学校 教頭	
諸 星 あゆみ	山北町立向原保育園 園長	
杉 本 和 子	山北町健康普及員 会長	
石 井 友 里	山北町保育園・幼稚園・認定こども園保護者会 代表	岸幼稚園 会長
今 村 敏 雄	町民委員	
二 宮 啓	町民委員	

任期:令和5(2023)年10月29日から令和7(2025)年10月28日

3 計画策定の経過

年月日	策定委員会等
令和6年(2024年) 3月 18 日	令和5年度第2回山北町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・第3期計画に係るニーズ調査について ・計画策定スケジュールについて
令和6年6月 20 日	令和6年度第1回山北町子ども・子育て会議 ・令和5年度各事業に対する実績について ・第3期子ども・子育て支援事業計画施策体系(案)について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について ・計画策定スケジュールについて
令和6年9月 27 日	令和6年度第2回山北町子ども・子育て会議 ・第2期計画事業評価について ・子ども・子育てに関するアンケート調査結果について ・第3期計画施策体系(案)について ・計画策定スケジュールについて
令和6年 12月 24 日 【予定】	令和6年度第3回山北町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・パブリックコメントについて ・計画策定スケジュールについて
令和7年(2025年) 1月中旬～1月下旬 【予定】	【予定】パブリックコメント 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に関するパブリックコメントの実施
令和7年2月 【予定】	【予定】令和6年度第4回山北町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・第3期子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年3月 【予定】	【予定】議会全員協議会 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について

第3回策定委員会以降の議題等は予定のため、

変更となる可能性があります。

4 用語集

現在調整中

第3期山北町子ども・子育て支援事業計画

【素案】

発行・編集

山北町福祉課

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話:0465-75-3644 FAX:0465-79-2171

ホームページ <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>